



SG ロシア東欧株ファンド

追加型株式投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ



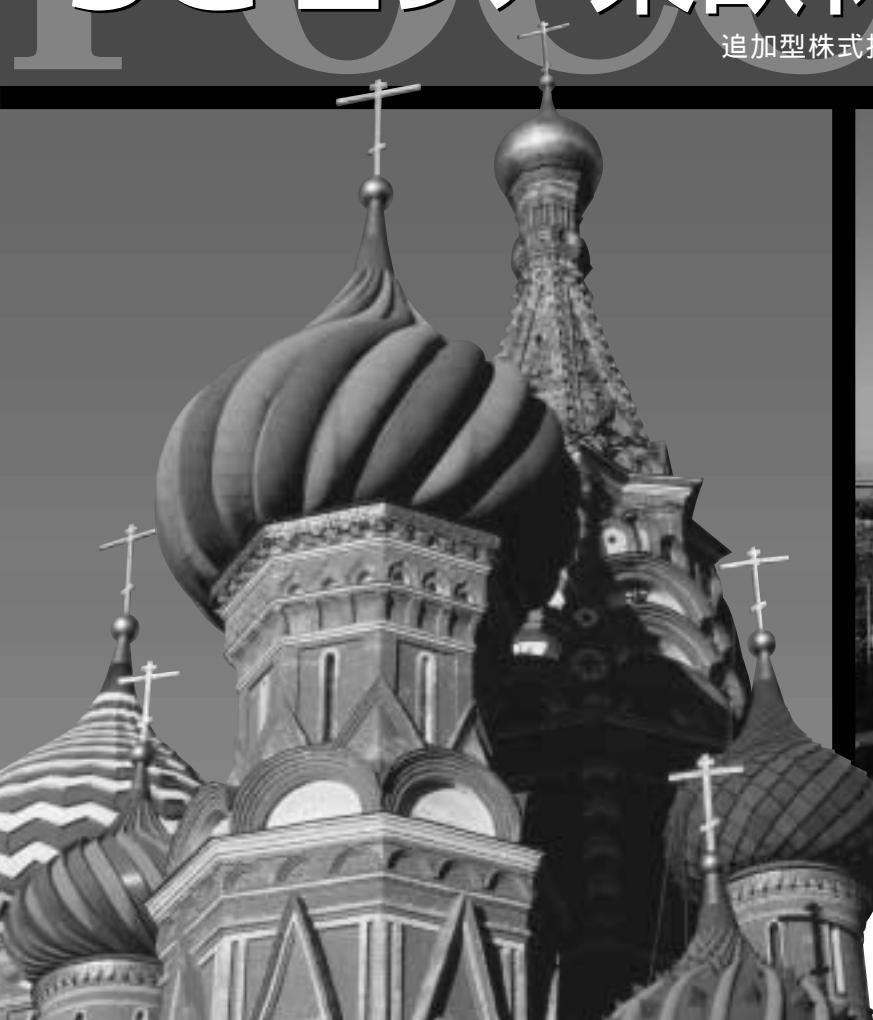
投資信託説明書(目論見書)

2007.01



SG ロシア東欧株ファンド

追加型株式投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ



投資信託説明書(交付目論見書)

2007.01

1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う「SG ロシア東欧株ファンド」の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成19年1月18日に関東財務局長に提出しており、平成19年1月19日にその届出の効力が生じております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は投資家の請求により交付されます。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「SG ロシア東欧株ファンド」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成19年 1月 18日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 右近徳雄
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券にかかるファンドの名称	S G ロシア東欧株ファンド
募集内国投資信託受益証券の金額	募集総額：上限1,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

投資信託説明書（交付目論見書）の概要	卷頭
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	5
第1 ファンドの状況	5
1 ファンドの性格	5
2 投資方針	9
3 投資リスク	15
4 手数料等及び税金	17
5 運用状況	21
6 手続等の概要	25
7 管理及び運営の概要	28
第2 財務ハイライト情報	31
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	35
第4 ファンドの詳細情報の項目	36
約 款	卷末

投資信託説明書（交付目論見書）の概要

投資信託説明書（交付目論見書）の主要内容を概要としてまとめてあります。

ご投資家の皆様におかれましては、本概要を参考に本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

SG ロシア東欧株ファンド

商品分類	追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ
運用の基本方針	長期的な信託財産の成長を図ることを目的としてファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
ベンチマーク	ありません。
ファンドのリスク	ファンドは投資信託証券など値動きのある有価証券（外貨建証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
信託期間	無期限
決算日	年1回決算、原則10月20日（日本の休業日の場合は翌営業日）
分配方針	原則として、実績に応じ、基準価額水準等を勘案して分配します。
お申込日	原則として毎営業日（午後3時まで、わが国の証券取引所の半休日の場合は午前11時まで）取得のお申込みができます。ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、取得のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。
お申込価額	取得のお申込日の翌営業日の基準価額（当初1口=1円）
お申込単位	分配金受取りコース： 1万口単位もしくは10万口以上1万口単位（口数指定） 1万円以上1円単位（金額指定） 分配金再投資コース： 1万円以上1円単位（金額指定） ただし、販売会社によって取り扱う申込コースおよび最低申込口数・単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社または委託会社へお問い合わせください。
お申込手数料率	3.675%（税抜き3.5%）を上限として販売会社が定める料率とします。
ご解約（換金）	・原則として毎営業日（午後3時まで、わが国の証券取引所の半休日の場合は午前11時まで）ご解約のお申込みができます。ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、ご解約のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。 ・ご解約代金の支払いは、ご解約のお申込みの受付日から6営業日目以降となります。
ご解約価額	ご解約のお申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額とします。
信託財産留保額	ご解約のお申込日の翌営業日の基準価額に対して0.3%を乗じて得た額とします。
信託報酬	純資産総額に対して年率0.92925%（税抜き0.88500%）を乗じて得た額とします。 (ファンドが投資する「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」および「SGAM Fund マネーマーケット(ユーロ)」の信託報酬の上限は、それぞれの信託財産の純資産総額に対し年率0.80%および0.15%となります。) 詳しくは、投資信託説明書（目論見書）本文をご覧ください。
委託会社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの特色

1

主として、ロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業に投資し、長期的な信託財産の成長を目指します。

(今後の政治・経済環境の変化にともない、投資対象国は増えることがあります。)

ロシア・東欧諸国の市場に上場する株式、DR(預託証書)、ロンドン等その他の市場に上場しているロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業が投資の対象となります。



* MSCI エマージング イースタン ヨーロッパ (MSCI EM Eastern Europe)とは、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナルが開発したロシア・東欧株式市場の代表的指数のひとつです。

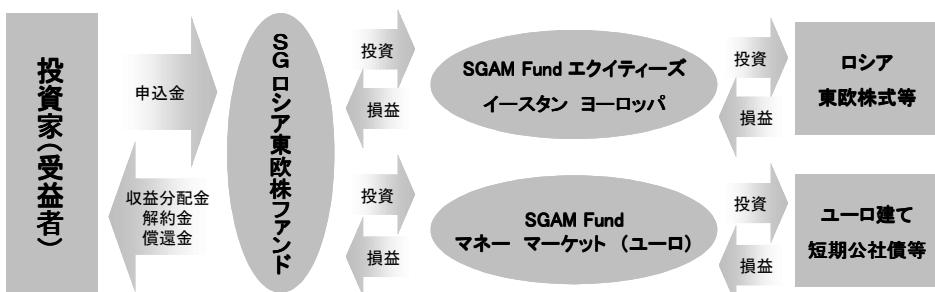
* 上図は2006年11月現在であり、今後変更される場合があります。

2

ファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

「SG ロシア東欧株ファンド」は、ルクセンブルグ籍の投資信託証券「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」と「SGAM Fund マネー マーケット (ユーロ)」に投資します。

ロシア・東欧株式への実質的な投資は「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」を通じて行い、その組入れを高位に保ちます。



3

原則として、為替ヘッジは行いません。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

投資リスク

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、これらは全てのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

① 価格変動リスク

一般に、投資信託証券など有価証券の価格動向は、国内および国際的な政治・経済情勢などの影響を受け、大きく変動します。ファンドにおいては有価証券の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

② 信用リスク

一般に、投資信託証券など有価証券の発行体の財務状況の悪化等により、債券等にデフォルト(債務不履行)が生じたり、株価が下落したりする場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③ 流動性リスク

一般に、市場規模や取引量が少ないために、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産については、為替変動の影響を受ける場合があります。一般に、資産価値は変わらなくとも、円高が進行した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

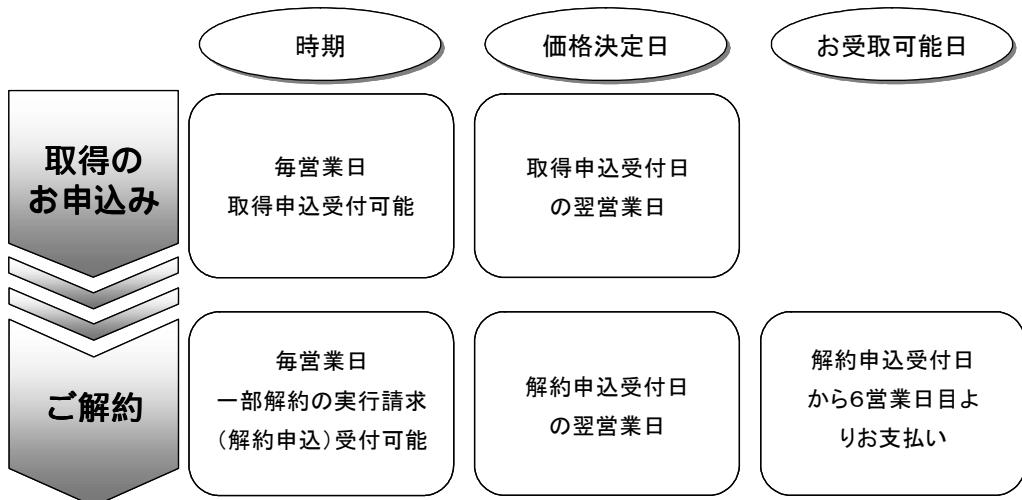
⑤ カントリーリスク

海外市場に投資する場合、当該市場が存在する国の社会情勢または国際情勢の変化により、金融市場または証券市場が不安定になったり、混乱したりすることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できないといった場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

一般に、ファンドの主要投資先であるロシア・東欧などのエマージング市場は、先進諸国の市場と比較した場合、規模や取引量が小さいことから流動性が低くなる傾向があります。このため、価格変動が大きく、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、決済制度が未発達のために決済の遅延・不能などが生じて、的確な投資を行えない可能性があります。

当ファンドは、実質的に値動きのある有価証券に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金と異なり元本が保証されているものではありません。またファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でファンドを取得された場合は、投資者保護基金による支払対象ではありません。運用により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

ご投資の流れ



ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、お申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ご投資に当たって

取得のお申込みは、販売会社で取扱います。

お申込日 原則として販売会社の営業日にお申込みいただけます。

ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、お申込みは翌営業日の取扱いとなります。

お申込時間 午後3時までのお申込みを受け付けます。ただし、わが国の証券取引所の半休日の場合には午前11時までのお申込みを受け付けます。受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

お申込手続き 販売会社に取引口座をご開設のうえ、ファンドの取得のお申込みを行うことになります。収益分配金の受取方法によって、以下の2コースがあります。

分配金受取りコース：収益分配時に分配金を受け取ります。

分配金再投資コース：収益分配時に自動的に分配金を再投資します。

お申込単位 分配金受取りコース： 1万口単位もしくは10万口以上1万口単位（口数指定）
1万円以上1円単位（金額指定）

分配金再投資コース： 1万円以上1円単位（金額指定）

ただし、販売会社によって取り扱う申込コースおよび最低申込口数・単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社または委託会社へお問い合わせください。

お申込価額 取得のお申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

お申込手数料 申込手数料は、取得のお申込日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、3.675%（税抜き3.5%）を上限として販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。

販売会社が個別に定めるお申込手数料率についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

収益分配について

毎決算時（原則として10月20日。日本の休業日の場合は翌営業日）に、次の通り収益分配を行う方針です。

分配方針

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額を分配対象額とし、委託会社が基準価額水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

お受取り方法

収益分配金のお受取り方法には、次の2通りがあります。

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を控除した後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

原則として決算日から起算して5営業日目より、委託会社の指定する販売会社においてお支払いいたします。

留保した収益

収益分配にあてず、信託財産に留保した利益については、特に制限を設げず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

ご解約（換金）に当たって

ご解約申込日

ご解約のお申込みは、原則として販売会社の営業日にお申込みいただけます。

ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、お申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ご解約申込時間

午後3時までのお申込みを受け付けます。ただし、わが国の証券取引所の半休日の場合には午前11時までのお申込みを受け付けます。受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

ご解約手続き

販売会社で受け付けます。

ご解約単位

分配金受取りコース（口数指定）：1口単位（金額指定）：1口単位

分配金再投資コース（金額指定）：1口単位

ただし、販売会社によって取り扱う申込コースおよび最低申込口数・単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社または委託会社へお問い合わせください。

ご解約価額

ご解約のお申込を受け付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ご解約手数料

ありません。

信託財産留保額

ご解約のお申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

ご解約金

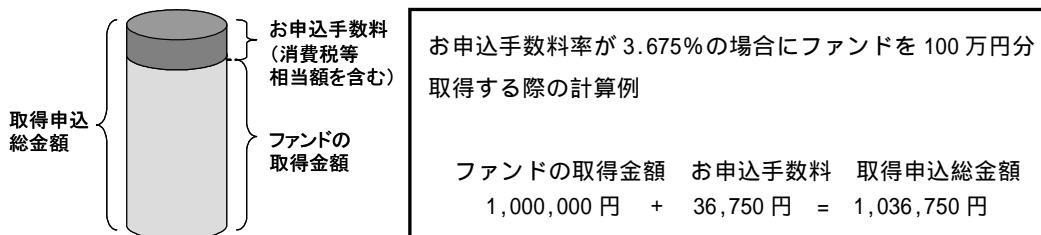
ご解約お申込受付日から起算して、原則として6営業日よりお支払いいたします。

買取請求によるご解約（換金）のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

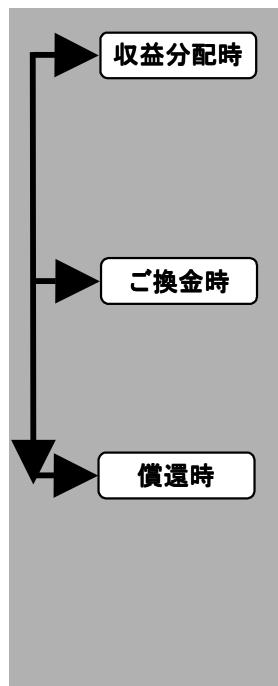
費用および税金

取得申込時にお支払いただく金額

取得申込総金額をお支払いただきます。取得申込総金額とはファンドの取得金額にお申込手数料（消費税相当額を含みます。）を加算した金額をいいます。お申込手数料率は申込コースや販売会社によって異なります。



ファンド取得後、ご換金いただくまでにかかる費用および税金（個人の受益者の場合）



収益分配時にかかる税金

決算日ごとに委託会社が決定した収益分配金をお支払いいたします（ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないこともあります。）。収益分配金には普通分配金と特別分配金 があり、普通分配金に対しては、その都度 10% (所得税 7% および地方税 3%) の税率で源泉徴収されます。特別分配金には課税されません。

ご換金時にかかる費用および税金

基準価額の 0.3% を信託財産留保額がとして差し引いた解約価額でご換金いただきます。

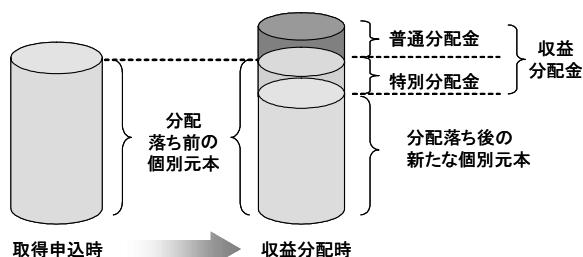
また、解約価額が受益者ごとの個別元本を上回った場合、超過額に対して 10% (所得税 7% および地方税 3%) の税率で源泉徴収されます。

償還時にかかる税金

償還時の価額が受益者ごとの個別元本を上回った場合、超過額に対して 10% (所得税 7% および地方税 3%) の税率で源泉徴収されます。

（注）上記の税率は、2006 年 11 月現在のものです。税制が改正された場合等には、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

収益分配落ち後の基準価額が受益者ごとの個別元本を下回っていた場合、収益分配金のうち、下回った額に相当する部分を「特別分配金」といいます。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準等を保証するものではありません。

ファンドの取得お申込からご換金いただくまでにかかる費用および課税について

時期	項目	費用・税金		備考
お申込時	申込手数料	取得のお申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額	申込手数料率： 3.675%（税抜き3.5%）を上限として販売会社が定めます。	
収益分配時	税金	普通分配金※1に対し課税	個人の受益者： 所得税7%・地方税3%※2	源泉徴収※3
			法人の受益者： 所得税7%※2	源泉徴収※3 益金不算入制度の適用なし
ご解約時	税金	解約価額※4の個別元本超過額に対し課税※2	個人の受益者： 所得税7%・地方税3%※2	源泉徴収※3
			法人の受益者： 所得税7%※2	源泉徴収
償還時	税金	償還時の基準価額の個別元本超過額に対し課税※2	個人の受益者： 所得税7%・地方税3%※2	源泉徴収※3
			法人の受益者： 所得税7%※2	源泉徴収

※1 普通分配金に関しては、前頁の図をご参照ください。

※2 所得税および地方税は、平成20年4月1日より、所得税15%・地方税5%となる予定です。なお、法人の受益者に対する地方税の源泉徴収はありません。この他、税制が改正された場合等には、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

※3 確定申告を行い、総合課税の選択をすることも可能です。

※4 解約のお申込み受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した金額を解約価額とします。

※当ファンドの収益分配金は、配当控除、益金不参入制度の適用はありません。

ファンドの情報開示について

ファンドの情報については販売会社（下記、お問い合わせ先にてご照会ください。）にお問い合わせいただか、委託会社にお問い合わせいただくことによって、情報を入手・閲覧していただくことができます。

お問い合わせ先

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント 株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス：<http://www.sgam.co.jp/>

基 準 価 額

基準価額は、委託会社の営業日において毎日計算されます。

翌日の日本経済新聞の朝刊に基準価額が掲載されます。

（オープン基準価格欄 [SGアセット] にて「ロシ東欧」の略称で掲載されます。）

基準価額は1万口当たりで表示されたものが発表されます。

販売会社または委託会社にお問い合わせいただくことによって知ることもできます。

委託会社のホームページに毎日掲載しますので、インターネットで知ることができます。

運 用 報 告 書

委託会社が、決算時および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社があらかじめ申し出を受けた受益者の住所に運用報告書を送付します。

レ ポ ー ト 等

ファンドの信託財産の状況、運用経過をまとめ、月次または週次レポートとして開示を行う場合があります。これらのレポートは委託会社のホームページで閲覧することができます。

そ の 他

法令の定めるところにより、有価証券報告書の提出が計算期間の終了後3カ月以内に、および半期報告書の提出が計算期間の最初の6カ月経過後3カ月以内に行われます。

これらの書類は金融庁のEDINET（証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）を通じて閲覧することができます。

SG ロシア東欧株ファンド 用語集

本書で使用している用語についての簡単な解説です。

運用報告書	ファンドの運用状況を受益者に説明する報告書のことです。決算日ごとおよび償還時に作成され、販売会社を通じて受益者の手元に届きます。
エマージング(市場)	アジア、中南米、ロシア・東欧など発展途上にある国々の新興市場をいいます。一般的に、先進諸国と比較した場合、高いパフォーマンスが期待される一方で、未成熟であるために価格変動リスクや信用リスク等のリスクが大きくなります。
解約価額	ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いたものです。信託財産留保額がないファンドについては、基準価額と同じになります。
株式投資信託	株式を少しでも組み入れることが可能なファンドをいいます。債券や短期金融商品も運用対象となるため、主として債券に投資するファンドや実際には株式を組み入れないファンドも分類されます。また、募集期間の違いにより、単位型と追加型に分類されます。
為替ヘッジ	外貨建資産に投資する場合、円高が進むと為替差損によって基準価額が値下がりする場合がありますが、この為替変動リスクを軽減する手段をいいます。
基準価額	ファンドの純資産総額を受益権総口数で割ったものです。設定当初は1口1円でスタートしますが、運用に応じて価額は変動します。なお、1口1円でスタートするものは便宜上1万口当たりの価額で表示されます。
個別元本方式	追加型株式投資信託の収益分配金や解約時の収益に対する課税対象額を、各受益者の取得元本をもとに算出する方式です。また追加型公社債投資信託(日々決算型等を除く)についても導入されています。受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は追加購入のつど受益権口数で加重平均され算出されます。また、特別分配金を受取った場合は、当該特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。
収益分配金	ファンドの決算時に収益より支払われる金銭をいいます。当該分配金額を差し引いた(分配落ち)後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合、その下回っている部分は元本の払戻しとみなされ、特別分配金(非課税)となります。同額または個別元本を上回る場合は、全額が普通分配金(課税)となります。なお、分配は行われないこともあります。
純資産総額	ファンドに組み入れられている有価証券等の資産を時価で評価計算し、その合計に未収利息などの資産を加え、未払金などの費用総額を差し引いたもので、ファンドの規模を表します。
償還	ファンドの運用を終了することをいいます。予め決められた日(信託終了日)に運用を終了する満期償還と、信託終了日より前に運用を終了する繰上償還があります。
信託財産留保額	ファンドの解約の際、資金流出のために発生する有価証券の売却手数料などを、解約する受益者に負担してもらい、他の受益者の負担とさせないための費用です。
信託報酬	信託財産の中から委託会社・受託会社・販売会社などに支払われる報酬のことです。
追加型投資信託	ファンド設定後も、いつでも購入のお申込みができるファンドのこと、オープン型投資信託ともいいます。
D R (預託証券)	ある国で発行された株式を海外で流通させるため、その原株式を銀行等に預託し、その信託財産をもって海外で発行される代替証券をいいます。株式同様、証券取引所等で取引されます。
特別分配金	収益分配金のうち、受益者の購入価額を下回る部分の分配は元本の払戻しとみなされ、特別分配金と呼ばれます。この部分については非課税扱いとなります。
ファンド・オブ・ファンズ	主として他の投資信託に投資する投資信託をいいます。一定の選定基準のもと、原則として複数の投資信託を組み入れます。
ベンチマーク	ファンドの運用の目標となる指標をいい、運用実績を判断する目安となります。
ポートフォリオ	ファンドが運用対象として保有する株式や公社債などの資産構成および資産全体を指します。

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

S G ロシア東欧株ファンド

(以下「ファンド」といいます。)

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

単位型・追加型の別 : 追加型

指定格付機関による格付け : 格付けは取得しておりません。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下、「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行価額の総額

1,000億円を上限とします。

(4) 発行価格

発行価格

取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

基準価額とは、信託財産に属する資産を時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。このように算出される基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

基準価額の入手方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する、ファンドの取扱いを行う登録金融機関および証券会社（以下、「販売会社」といいます。）、もしくは委託会社（「(12) その他その他」をご参照ください。）にお問い合わせください。

また当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。（朝刊のオープン基準価格欄〔SGアセット〕にて「ロシ東欧」の略称で掲載されます。）なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

(5) 申込手数料

申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、3.675%（税抜き3.5%）を上限として販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。詳しくは販売会社（「(12) その他 その他」にてご照会ください。）にお問い合わせください。

(6) 申込単位

分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。

申込コース	申込単位
分配金受取りコース（口数指定）	1万口単位もしくは10万口以上1万口単位
分配金受取りコース（金額指定）	1万円以上1円単位
分配金再投資コース（金額指定）	1万円以上1円単位

ただし、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については「(12) その他 その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

(7) 申込期間

継続申込期間：平成19年1月19日から平成20年1月21日まで

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 申込取扱場所

ファンドのお申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社（「(12) その他 その他」にてご照会ください。）にお問い合わせください。

(9) 払込期日

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問い合わせください。）までに、取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。なお、ファンドの受益権は平成19年1月4日より投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行しており、ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

(10) 払込取扱場所

払込みは、お申込みの販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問い合わせください。

(11) 振替機関に関する事項

ファンドの振替受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

取得申込みの方法

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。

ファンドの取得申込みには、収益分配金の受取方法により「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」とがあります。「分配金再投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。

なお、販売会社により「定期定額購入サービス等」を取り扱う場合があります。ご利用に当たっては、販売会社で分配金再投資コースをお申込みのうえ、定期定額購入サービス等に関する取り決めを行う必要があります。詳しくは販売会社（後記 のお問い合わせ先にてご照会ください。）にお問い合わせください。

取得申込みは、毎営業日の午後3時（わが国の証券取引所の半休日は午前11時）までとし、かかる受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。また、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、お申込みは翌営業日の取扱いとなります。

取得申込受付の中止

委託会社が止むを得ない事情があると判断した場合、取得申込みの受け付けを取り消すことがあります。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの振替受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

その他

委託会社へのお問い合わせ先

お問い合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル： 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時（証券取引所の半休日は午前9時から正午）

ホームページアドレス：<http://www.sgam.co.jp/>

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的

この投資信託は、外国投資法人「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」のユーロ建投資証券、ならびに外国投資法人「SGAM Fund マネー マーケット(ユーロ)」のユーロ建投資証券などわが国および外国の公社債等（短期金融商品を含みます。）へ投資する投資信託証券への投資を通じ、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドが組入対象とする投資信託証券は、追加・変更されることがあります。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ に属します。

「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「主として投資信託証券（証券投資信託受益証券及び証券投資法人の投資証券（マザーフィー信託を除く））に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

信託金の限度額

信託金の限度額は 1,000 億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1. 主として、ロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業に投資し、長期的な信託財産の成長を目指します。（今後の政治・経済環境の変化にともない、投資対象国は増えることがあります。）

ロシア・東欧諸国の市場に上場する株式、DR(預託証書)、ロンドン等他の市場に上場しているロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業が投資の対象となります。



MSCI エマージング イースタン ヨーロッパ (MSCI EM Eastern Europe)とは、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナルが開発したロシア・東欧株式市場の代表的指標の一つです。

上図は2006年11月現在であり、今後変更される場合があります。

2. ファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

「SG ロシア東欧株ファンド」は、ルクセンブルグ籍の投資信託証券「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」と「SGAM Fund マネー マーケット（ユーロ）」に投資します。

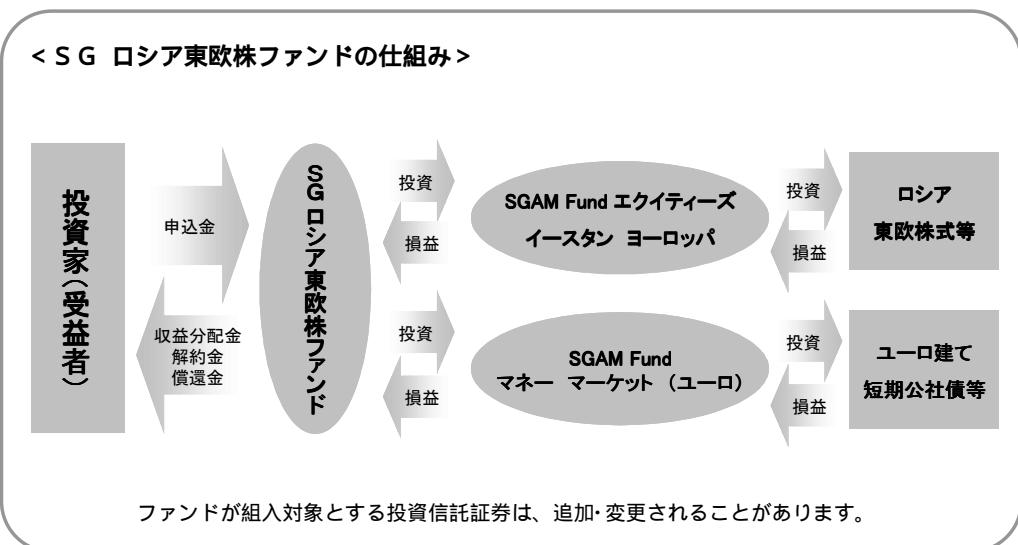
ロシア・東欧株式への実質的な投資は「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」を通じて行い、その組入れを高位に保ちます。

3. 原則として、為替ヘッジは行いません。

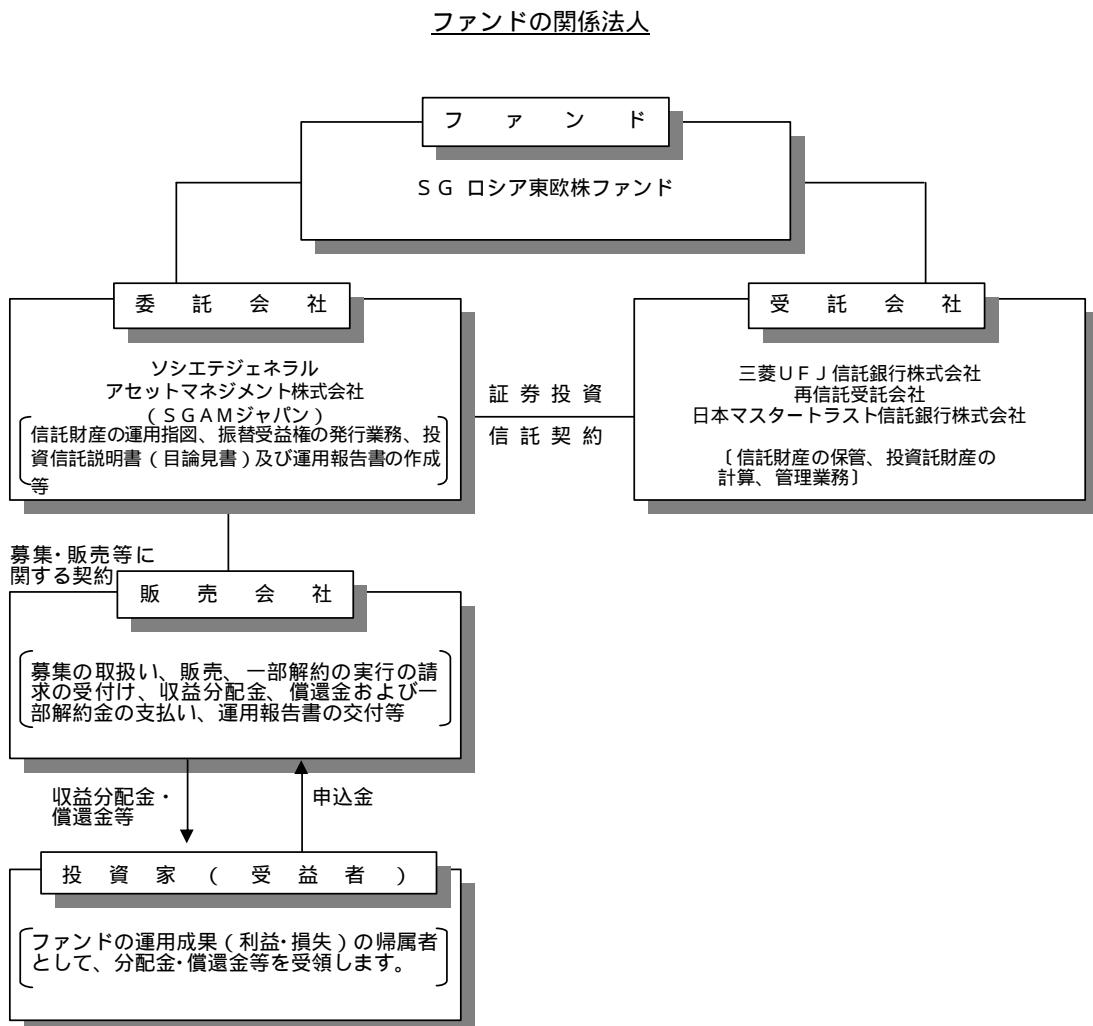
外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

(2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは、以下の通りです。



ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約 (信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名 称	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社			
資本の額	12億円			
会 社 の 沿革	<p>昭和46年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立</p> <p>昭和55年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更</p> <p>平成10年 1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社が主要株主となる</p> <p>平成10年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更</p> <p>平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得</p> <p>平成16年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更</p>			
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所 有 株 式 数	比 率
	S G A M ノースパシフィック（株）	東京都中央区日本橋兜町5番1号	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

ソシエテ ジェネラル グループの表記について

本書において、ソシエテ ジェネラル アセット マネジメントを「S G A M」と表示することがあります。
ファンドの関係法人またはグループ会社の名称を以下のように示すことがあります。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント S G A M
(本社・フランス パリ)

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 S G A M ジャパン
(本社・日本 東京)

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント S G A M U K
インターナショナル リミテッド
(本社・イギリス ロンドン)

2 投資方針

(1) 投資方針

運用方針

ファンドは、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

投資態度

- (イ) 主として「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」の投資信託証券、ならびにわが国および外国の公社債等（短期金融商品を含みます。）へ投資する投資信託証券への投資を通じて、運用を行います。
- (ロ) 「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」を通じて、主としてロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業に投資します。
- (ハ) 原則として、「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」の組入比率を高位に保つものの、各証券への投資比率には制限を設けません。
- (ニ) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- (ホ) 組入対象とする投資信託証券は、追加・変更することがあります。
- (ヘ) 投資信託証券のほか、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等に直接投資することがあります。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2) 投資対象

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

- (イ) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- (a) 有価証券
- (b) 有価証券指数等先物取引にかかる権利
- (c) 外国市場証券先物取引にかかる権利
- (d) 金銭債権（(a)及び(e)に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
- (e) 約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）
- (f) 次に掲げるものを信託する信託の受益権（(a)に掲げるものに該当するものを除きます。）

A 金銭（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。）

B 有価証券

C 金銭債権

- (ロ) 次に掲げる特定資産以外の資産

- (a) 為替手形

投資対象とする有価証券

- (a) 投資信託および外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- (b) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
- (c) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- (d) 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
- (e) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、(a)および(b)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託
- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形

前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を(a)から(d)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他

- (a) わが国の証券取引所における有価証券指数等先物取引および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- (b) 一部解約金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができます。

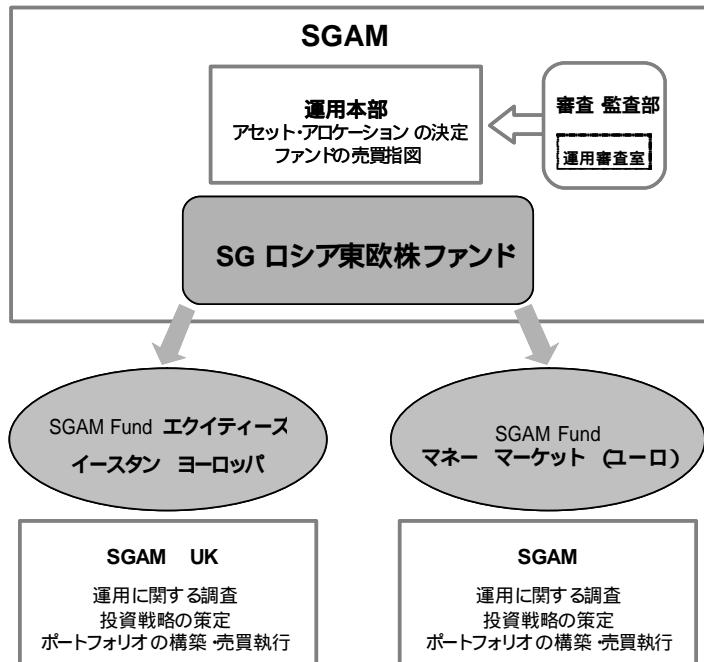
参考情報

ファンドが投資する投資信託証券およびその概要

ファンド名	S G A M F u n d エクイティーズ イースタン ヨーロッパ
形態	ルクセンブルグ籍会社型投資信託（ユーロ建て）
主な投資対象	主としてロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業に投資します。
運用の基本方針	主としてロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業に投資し、長期的な信託財産の成長を目指して運用します。
ベンチマーク	MSCI EM Eastern Europe (MSCI エマージング イースタン ヨーロッパ)
設定日	1997年5月12日
決算日	年1回、原則5月31日に決算を行います。
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。
解約制限	解約請求の合計がその解約日における受益権の総口数の10%を超える場合、委託会社の裁量で解約請求の合計が受益権の総口数の10%未満になるように、全ての受益者を対象に解約額を減額することができます。
信託報酬	年率0.80%以内
その他の費用	年次税（年率0.01%）の他、管理、受託、監査費用等がかかります。
申込手数料	ございません。
投資顧問会社	S G アセット マネジメント U K
保管会社	ソシエテ ジェネラル バンク & トラスト
管理会社	S G A M ルクセンブルグ

ファンド名	S G A M F u n d マネー マーケット（ユーロ）
形態	ルクセンブルグ籍会社型投資信託（ユーロ建て）
主な投資対象	主としてユーロ建て短期公社債に投資します。
運用の基本方針	主として短期公社債に投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をはかることを目標として運用を行います。
ベンチマーク	EURIBOR 3 MONTHS
設定日	1999年2月1日
決算日	年1回、原則5月31日に決算を行います。
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。
解約制限	解約請求の合計がその解約日における受益権の総口数の10%を超える場合、委託会社の裁量で解約請求の合計が受益権の総口数の10%未満になるように、全ての受益者を対象に解約額を減額することができます。
信託報酬	年率0.15%以内
その他の費用	年次税（年率0.01%）の他、管理、受託、監査費用等がかかります。
申込手数料	ございません。
投資顧問会社	S G アセット マネジメント
保管会社	ソシエテ ジェネラル バンク & トラスト
管理会社	S G A M ルクセンブルグ

(3) 運用体制



ファンドは、委託会社の運用本部により運用される体制となっています。ファンドにはリスク管理の観点から投資ルールが定められており、そのルールに沿った運用がされているかどうか、運用審査室でモニタリングしています。

上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

(4) 分配方針

収益分配方針

毎決算時（原則として10月20日）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

(a) 分配対象額

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 収益分配金額

委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

(c) 収益分配にあてず、信託財産に留保した利益の運用方針

特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

収益の分配

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、

次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

収益分配金の交付

「分配金受取りコース」をお申込みの場合は、収益分配金は決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、「分配金受取りコース」の受益者が、支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(5) 投資制限

信託約款に基づく投資制限

- (イ) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
(ロ) 株式への直接投資は行いません。
(ハ) 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

法令等に基づく投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律等により、次に掲げる取引は制限されます。

(イ) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託業者は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う、すべての投資信託の信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式の総発行株式の数にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(ロ) 先物取引等の評価損の制限

委託会社は、信託財産の純資産の100分の50を乗じた額が、当該信託財産にかかる次の(a)および(b)に掲げる額（これら取引のうち、当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には、当該評価益の合計額を控除した額とします。）ならびに(c)および(d)に掲げる額の合計額を下回ることとなるものにかかわらず、当該信託財産にかかる有価証券先物取引等を行うことまたは継続することは

できません。

- (a) 信託財産にかかる先物取引等評価損（有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引、外国有価証券市場におけるこれと同類の取引および金融オプション取引（海外金融先物市場におけるこれと類似の取引を含む。）をいいます。以下、後記(b)において同じ）および有価証券店頭オプション取引等（有価証券店頭オプション取引、店頭金融先物取引および選択権付債券売買）の売付約定にかかるものを除きます。）
- (b) 信託財産にかかる有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定にかかるものにおける原証券等（オプションの行使の対象となるまたは複数の有価証券もしくは有価証券指数またはこれと類似のものをいいます。）の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使にともない発生すると見込まれる損失の額から当該オプションにかかる帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの
- (c) 信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権証券にかかる時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの
- (d) 信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書にかかる時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

ファンドは、主として値動きのある投資信託証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。またファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でファンドを取得した場合は、投資者保護基金による支払対象ではありません。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、これらは全てのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

価格変動リスク

一般に、投資信託証券など有価証券の価格動向は、国内および国際的な政治・経済情勢などの影響を受け、大きく変動します。ファンドにおいては有価証券の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

信用リスク

一般に、投資信託証券など有価証券の発行体の財務状況の悪化等により、債券等にデフォルト（債務不履行）が生じたり、株価が下落したりする場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

流動性リスク

一般に、市場規模や取引量が少ないために、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できない場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

為替変動リスク

外貨建資産については、為替変動の影響を受ける場合があります。一般に、資産価値は変わらなくても、円高が進行した場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

カントリーリスク

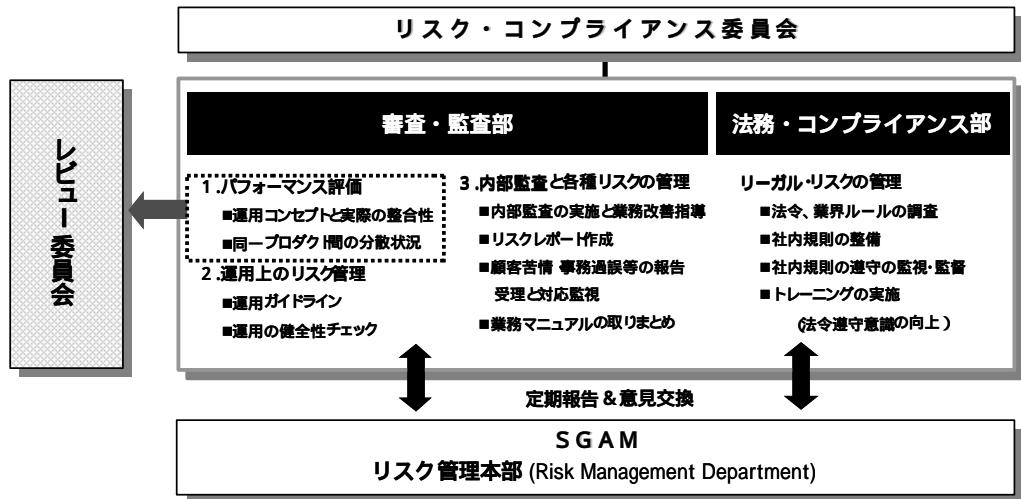
海外市場に投資する場合、当該市場が存在する国の社会情勢または国際情勢の変化により、金融市场または証券市場が不安定になったり、混乱したりすることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できないといった場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

一般に、ファンドの主要投資先であるロシア・東欧などのエマージング市場は、先進諸国の市場と比較した場合、規模や取引量が小さいことから流動性が低くなる傾向があります。このため、価格変動が大きく、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、決済制度が未発達のために決済の遅延・不能などが生じて、的確な投資を行えない可能性があります。

(2) 委託会社のリスク管理について

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性をふまえたパフォーマンス評価・検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制



上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

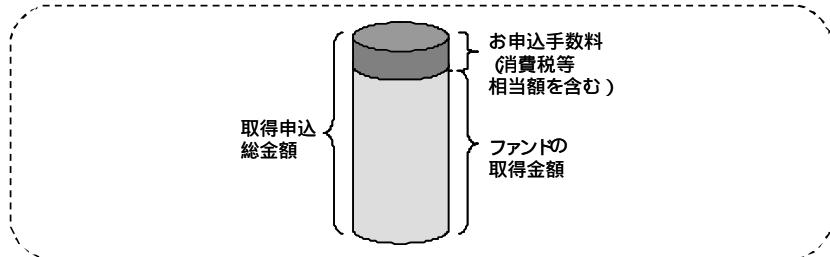
4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、3.675%（税抜き 3.500%）を上限として販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。

ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

<取得申込時にお支払いいただく金額>



販売会社が個別に定める申込手数料率についての詳細は、販売会社（販売会社については下記のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。



(2) 換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありませんが、信託財産留保額として一部解約の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除します。

「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で信託財産に留保される金額です。

(3) 信託報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率0.92925%（税抜き0.88500%）を乗じて得た額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。信託報酬の配分は以下の通りとします。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から收受した後、販売会社ごとの純資産総額に応じて支払います。

委託会社	販売会社	受託会社
0.10500% (税抜き0.100%)	0.78750% (税抜き0.750%)	0.03675% (税抜き0.035%)

(4) その他の手数料等

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、実際の費用にかかわらず当該計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.0525%（税抜き0.0500%）を乗じて得た金額を上限として、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産からその支弁を受けることとします。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

ファンドが投資する「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」および「SGAM Fund マネー マーケット（ユーロ）」の本書作成日現在の信託報酬の上限は、それぞれの信託財産の純資産総額に対し年率0.80%および0.15%となります。したがって、当該信託報酬を考慮した場合のファンドの実質的な信託報酬率の上限は、年率1.74%となります。ただし、投資信託証券の組入状況により、実質的な信託報酬は変動いたします。

(5) 課税上の取扱い

個別元本方式について

(イ) 個別元本について

- (a) 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (b) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

(c) 振替受益権については振替受益権ごとに、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店ごとに、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」の両コースを通じてそれぞれ取得した場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

(d) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、(ハ) 収益分配金の課税についてをご参照ください。）。

(ロ) 一部解約時および償還時の課税について

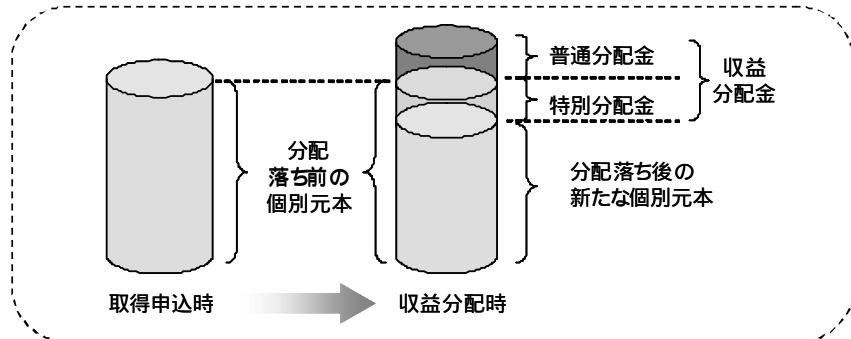
一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

(ハ) 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準等を保証するものではありません。

個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成 20 年 3 月 31 日までは

10%（所得税7%および地方税3%）、また平成20年4月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度（源泉徴収のみで納税が完了する仕組み）が適用されます。

確定申告を行い総合課税の選択をすることも可能です。また、公募株式投資信託の償還時および一部解約時の損失と、株式等譲渡益との通算が可能となります。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

また、当ファンドは総合課税選択の場合、配当控除の適用はありません。

（口）法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成20年3月31日までは7%（所得税7%）、また平成20年4月1日以降は15%（所得税15%）の税率による源泉徴収が行われ、法人の受取額となります。なお地方税に関する源泉徴収はありません。

収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

また、当ファンドは益金不算入制度の適用はありません。

税法が改正された場合等には、前記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

5 運用状況

(1) 投資状況

(平成18年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	11,096,975,721	98.58
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		159,838,418	1.42
合計(純資産総額)		11,256,814,139	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

参考

SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパの投資状況

(平成18年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(ユーロ)	投資比率(%)
株式	ロシア	96,389,421	56.96
	ポーランド	26,388,553	15.58
	チェコ	14,724,235	8.69
	ハンガリー	13,890,395	8.21
	ルーマニア	5,031,561	2.98
	米国	2,577,283	1.52
	エストニア	2,273,400	1.34
	オランダ	1,888,249	1.12
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		6,145,790	3.63
合計(純資産総額)		169,308,887	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

SGAM Fund マネー マーケット(ユーロ)の投資状況

(平成18年11月末日現在)

資産の種類	時価合計(ユーロ)	投資比率(%)
C P	557,911,025	47.41
譲渡可能定期預金証書	541,049,920	45.98
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	77,775,876	6.61
合計(純資産総額)	1,176,736,821	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成18年11月末日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価(ユーロ)		評価額(ユーロ)		邦貨換算(円)	投資比率(%)
				単価	金額	単価	金額		
ルクセンブルグ	投資証券	SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ	377,812,764	0.18	70,144,913.71	0.19	72,362,100.87	11,081,532,127	98.44
ルクセンブルグ	投資証券	SGAM Fund マネー マーケット(ユーロ)	905,513	0.11	100,505.69	0.11	100,846.25	15,443,595	0.14

種類別投資比率

(平成18年11月末日現在)

種類	国 / 地域	比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	98.58
合 計		98.58

(注) 比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率であります。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考 S G A M F u n d エクイティーズ イースタン ヨーロッパの投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成18年11月末日現在)

国 / 地域	種類	銘柄名	通貨	数量	業種	簿価 (ユーロ)	評価額 (ユーロ)	投資 比率 (%)
ロシア	株式	GAZPROM OAO ADR	USD	438,886.00	エネルギー	10,635,184.71	15,101,776.74	8.92
ロシア	株式	LUKOIL SP ADR	USD	190,632.00	エネルギー	7,230,505.99	12,440,620.69	7.35
ロシア	株式	SURGUTNEFTGZ SP.AD	USD	153,500.00	エネルギー	8,532,754.15	10,659,498.50	6.30
ロシア	株式	MOBILE TELESYS.ADR	USD	263,100.00	通信サービス	7,901,204.44	8,744,991.45	5.17
チェコ	株式	CEZ	CZK	252,532.00	公益事業	5,583,044.75	8,236,248.02	4.86
ロシア	株式	UNIFIED ENERGY GDR	USD	102,663.00	公益事業	4,539,317.55	7,213,460.48	4.26
ポーランド	株式	POLISH TELECOM GDR	USD	1,127,166.00	通信サービス	6,343,444.10	6,557,028.17	3.87
ハンガリー	株式	MOL	HUF	66,282.00	エネルギー	4,735,210.49	5,615,263.19	3.32
ロシア	株式	MMC NORILSK ADR	USD	48,678.00	素材	5,072,956.63	5,567,218.89	3.29
ハンガリー	株式	OTP BANK	HUF	173,638.00	金融	5,081,746.74	4,993,378.80	2.95
ロシア	株式	DAO TATNEFT GDR	USD	58,621.00	エネルギー	4,060,033.58	4,357,402.95	2.57
ロシア	株式	SBERBANK RF	USD	2,300.00	金融	3,578,471.22	4,328,145.77	2.56
ポーランド	株式	PKN ORLEN GDR REGS	USD	159,032.00	エネルギー	4,129,390.11	4,075,417.97	2.41
ロシア	株式	MECHEL OAO ADR	USD	203,900.00	素材	4,598,714.90	3,947,601.99	2.33
チェコ	株式	ZENTIVA	CZK	90,809.00	ヘルスケア	3,347,650.00	3,847,591.75	2.27
ロシア	株式	MAGNIT	USD	138,866.00	生活必需品	3,039,698.29	3,668,562.95	2.17
ロシア	株式	FIFTH GENERATION COM	USD	41,652,882.00	公益事業	2,944,186.44	3,582,011.66	2.12
ハンガリー	株式	MAGYAR TELEKOM	HUF	902,219.00	通信サービス	3,382,934.95	3,281,752.59	1.94
ロシア	株式	VIMPEL COMM ADR	USD	59,556.00	通信サービス	1,914,753.08	3,090,453.93	1.83
ポーランド	株式	BANK BPH	PLN	13,143.00	金融	2,353,445.21	3,025,027.94	1.79
ロシア	株式	SEDMOI KONTINEN	USD	136,254.00	生活必需品	2,679,192.48	2,761,942.82	1.63
ポーランド	株式	PKO BP	PLN	238,739.00	金融	1,999,210.45	2,661,728.84	1.57
チェコ	株式	UNIPETROL	CZK	326,870.00	素材	2,425,989.05	2,640,395.54	1.56
米国	株式	CENTRAL EUROP.DIST	USD	122,400.00	生活必需品	2,482,674.29	2,577,282.99	1.52
ポーランド	株式	KGHM POLSKA MIEDZ	PLN	99,134.00	素材	2,315,965.47	2,562,538.45	1.51
ロシア	株式	RAVEN RUSSIA	GBP	1,370,000.00	金融	2,298,943.62	2,307,848.94	1.36
エストニア	株式	TALLINK GRUPP	EUR	540,000.00	資本財・サービス	2,160,633.92	2,273,400.00	1.34
ロシア	株式	CENTRAL TELECOM	USD	4,178,157.00	通信サービス	1,358,999.57	1,943,134.51	1.15
ルーマニア	株式	MOLDOVA SIF	RON	2,230,000.00	金融	1,549,706.53	1,921,748.90	1.14
オランダ	株式	EFES BREWERIES INT	USD	85,390.00	生活必需品	2,248,357.56	1,888,248.51	1.12

(注1) 上位30銘柄

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

S G A M F u n d マネー マーケット(ユーロ)の投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成18年11月末日現在)

種類	銘柄名	通貨	数量	簿価 (ユーロ)	評価額 (ユーロ)	投資 比率 (%)
譲渡可能定期預金証書	BK IRELAND 0% 270207	ユーロ	40,000,000	39,636,358.43	39,652,168.93	3.37
譲渡可能定期預金証書	LMA 0% 29/01/07	ユーロ	35,000,000	34,689,151.48	34,798,460.85	2.96
CP	HBOS TSP 0& 2018/12/6	ユーロ	30,000,000	29,751,074.42	29,953,497.42	2.55
CP	CREDITBK 0% 2006/12/6	ユーロ	30,000,000	29,755,922.91	29,986,589.17	2.55
譲渡可能定期預金証書	CFCM NORD 0% 081206	ユーロ	30,000,000	29,754,057.92	29,981,081.38	2.55
CP	UNEDIC 2008/1/7	ユーロ	30,000,000	29,733,701.67	29,892,347.48	2.54
CP	OKB 2009/1/7	ユーロ	30,000,000	29,739,130.00	29,889,413.80	2.54
CP	ANG 2012/1/7	ユーロ	30,000,000	29,739,518.99	29,879,778.00	2.54
譲渡可能定期預金証書	CCF 28/12/06	ユーロ	30,000,000	29,748,837.18	29,925,479.16	2.54
譲渡可能定期預金証書	ABBEY 0% 04/01/07	ユーロ	30,000,000	29,741,578.73	29,904,496.49	2.54
CP	DEXIA 2009/2/7	ユーロ	30,000,000	29,733,558.41	29,795,044.93	2.53
譲渡可能定期預金証書	CFF 28.02.07	ユーロ	30,000,000	29,726,327.87	29,735,251.96	2.53
譲渡可能定期預金証書	CIC 23/02/07	ユーロ	30,000,000	29,727,645.22	29,751,328.24	2.53
譲渡可能定期預金証書	BFCM 26.02.07	ユーロ	30,000,000	29,721,010.53	29,741,786.34	2.53
CP	ABBEY NAT. 2010/1/7	ユーロ	25,000,000	24,782,137.47	24,905,277.16	2.12
譲渡可能定期預金証書	CRCAM 29/12/06	ユーロ	25,000,000	24,789,144.23	24,935,121.30	2.12
譲渡可能定期預金証書	CRCAM MORB. 16.02.07	ユーロ	25,000,000	24,783,120.16	24,810,230.14	2.11
CP	ANTALIS 2015/1/7	ユーロ	24,000,000	23,822,719.26	23,895,031.14	2.03
CP	ORMOND 0% 2007/12/6	ユーロ	22,000,000	21,828,440.58	21,988,030.74	1.87
譲渡可能定期預金証書	NATEXIS 21/02/07	ユーロ	22,000,000	21,800,687.22	21,822,351.65	1.85
CP	EFIGPOSTE 2007/12/6	ユーロ	20,000,000	19,837,281.94	19,989,271.34	1.70
CP	AIB 0% 2022/12/6	ユーロ	20,000,000	19,833,055.26	19,961,474.29	1.70
譲渡可能定期預金証書	CALYON 3.53% 02/07	ユーロ	20,000,000	20,000,000.00	20,000,000.00	1.70
譲渡可能定期預金証書	MANE 0% 181206	ユーロ	20,000,000	19,845,108.92	19,968,653.00	1.70
CP	ANG 2002/1/7	ユーロ	20,000,000	19,828,472.70	19,940,338.33	1.69
CP	RENAULT RCI 2016/1/7	ユーロ	20,000,000	19,821,943.88	19,910,971.94	1.69
CP	AMEFCO 0% 2009/1/7	ユーロ	20,000,000	19,840,583.67	19,925,093.53	1.69
CP	SVENSKA HANDELBANKEN	ユーロ	20,000,000	19,854,762.41	19,925,470.18	1.69
CP	NORTHERN ROCK 2006/1/7	ユーロ	20,000,000	19,828,115.03	19,908,328.02	1.69
CP	ALLIANCELEIC. 2006/1/7	ユーロ	20,000,000	19,826,272.29	19,893,833.07	1.69

(注1) 上位30銘柄

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額 (百万円)	1万口当たり基準価額 (円)
第1期計算期間末 (平成17年10月20日)	6,597 (7,456)	11,521 (13,021)
第2期計算期間末 (平成18年10月20日)	10,307 (11,437)	13,685 (15,185)
平成17年 11月末	9,114	12,561
12月末	9,644	12,694
平成18年 1月末	11,039	14,419
2月末	11,183	14,594
3月末	10,605	14,133
4月末	12,342	15,287
5月末	10,625	13,420
6月末	9,769	12,624
7月末	10,972	14,025
8月末	11,547	14,643
9月末	10,967	14,358
10月末	10,860	13,769
11月末	11,256	14,412

(注)カッコ内の数字は分配付きの金額を表しています。

分配の推移

	1万口当たり分配金(税引前) (円)
第1期計算期間(平成17年3月31日～平成17年10月20日)	1,500
第2期計算期間(平成17年10月21日～平成18年10月20日)	1,500

收益率の推移

	收益率(%)
第1期計算期間(平成17年3月31日～平成17年10月20日)	30.21
第2期計算期間(平成17年10月21日～平成18年10月20日)	31.80

(注)收益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。第1期の場合は当該計算期間の期初の基準価額(当初1万口当たり10,000円)。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等

販売会社は、販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、お申込みは翌営業日の取扱いとなります。取得申込みを行う取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

お申込みの受け付けは、営業日の午後3時（わが国の証券取引所の半休日の場合には午前11時）までとさせていただきます。なお、午後3時（わが国の証券取引所の半休日の場合には午前11時）を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

ファンドの価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、委託会社の毎営業日算出され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。



最低申込口数および申込単位は、販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。ただし、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については上記のお問い合わせ先にご照会ください）へお問い合わせください。

申込コース	申込単位
分配金受取りコース（口数指定）	1万口単位もしくは10万口以上1万口単位
分配金受取りコース（金額指定）	1万円以上1円単位
分配金再投資コース（金額指定）	1万円以上1円単位

「分配金再投資コース」とは、収益分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争などによる非常事態などによる市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等が発生した場合）があるときは、委託会社の判断により、受益証券の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの取消し、またはその両方を行うことができます。

(2) 換金（解約）手続等

換金の請求を行う受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。解約請求は、振替受益権をもって行うものとします。ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、解約請求の申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

申込コース	解約単位
分配金受取りコース（口数指定）	1 口単位
分配金受取りコース（金額指定）	1 口単位
分配金再投資コース（金額指定）	1 口単位

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受け付けは、委託会社の指定する販売会社にて、午後3時（わが国の証券取引所の半休日の場合には午前11時）まで受け付けます。なお、午後3時（わが国の証券取引所の半休日の場合には午前11時）を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。解約請求に関する詳細については販売会社にお問い合わせください。

換金（解約）手数料はありません。

解約価額は、解約請求の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額を解約価額¹とします。なお手取額は、解約価額から所得税および地方税（解約価額が個別元本²を上回った場合その超過額の10%）を差し引いた金額³となり、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

1 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.3%)

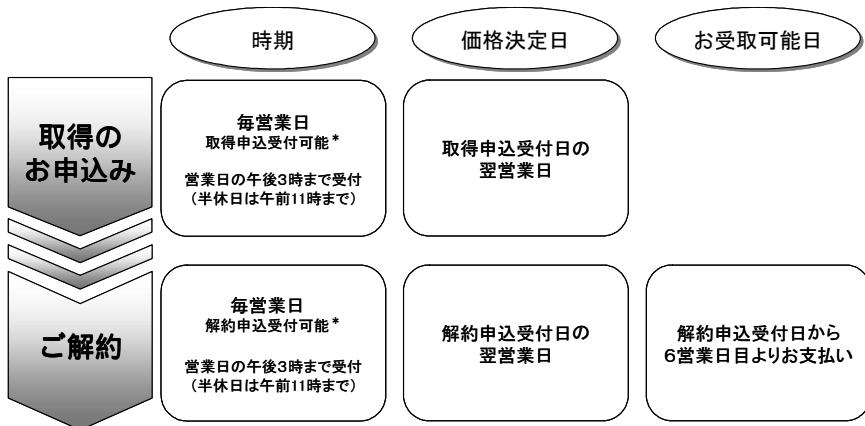
2 「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいいます。

3 個人の受益者の場合の手取額です。法人の受益者の場合は、所得税（基準価額が個別元本を上回った場合その超過額の7%。なお、2008年4月1日からは15%。）を差し引いた金額となります。

いずれかの解約日において、解約請求の合計が、その解約日における受益権の総口数の10%を超える場合、委託会社の裁量で、全部または一部の解約に制限を設けることができます。

きます。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争などによる非常事態などによる市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等が発生した場合）があるときは、解約請求の申込みの受け付けの制限または中止、およびすでに受け付けた申込みの取消し、またはその両方を行うものとします。

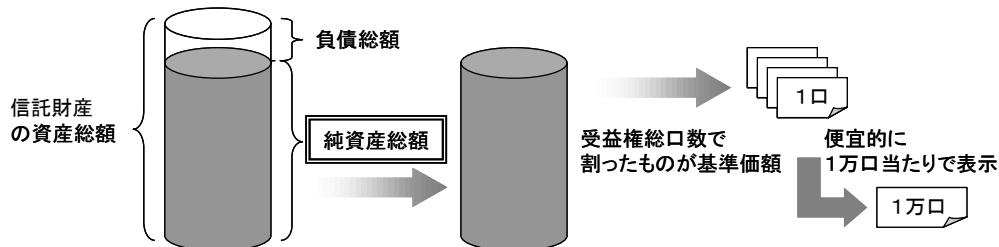


* ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、取得および解約のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

7 管理及び運営の概要

資産の評価 <基準価額の算定>

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。



<基準価額の算出頻度と公表>

基準価額は、委託会社の毎営業日算出され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。（朝刊のオープン基準価格欄 [SGアセット] にて「ロシ東欧」の略称で掲載されます）。

* なお、基準価額は1万口当たりで表示されたものが発表されます。



信託期間

原則として無期限です。

* ただし、信託期間中に信託契約を終了させる場合があります。詳細は後記「信託の終了」をご覧ください。

計算期間

原則として毎年10月21日から翌年10月20日までとします。

* ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、翌営業日とします。

信託約款の変更

(a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、(a)の変更事項の内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

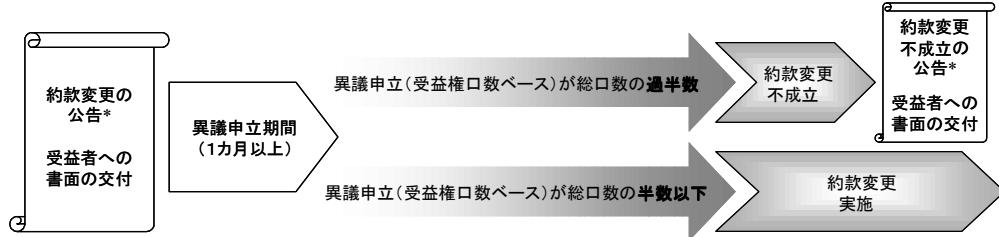
(c) (b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内（1

カ月以上)に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

(d) (c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

信託約款の変更をしない場合は、変更しない旨およびその理由を公告し、当該事項を記載した書面を受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続>



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(e) (c)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

信託の終了 (信託契約の解約)
(a) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。

- A 信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき
- B やむを得ない事情が発生したとき
- C 信託契約の一部を解約することにより、受益権総口数に基準価額を乗じて得られる純資産総額が5億円を下回ることとなった場合

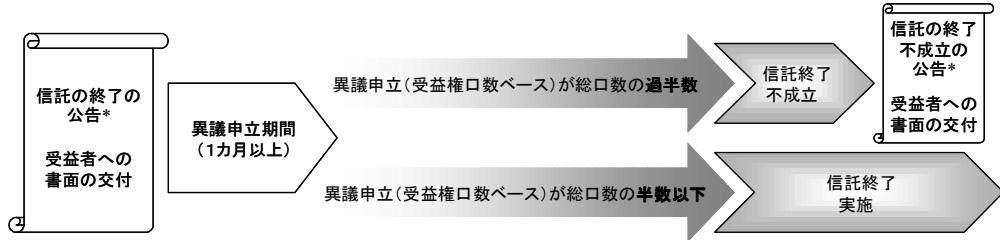
これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、その旨を記載した書面を受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内(1カ月以上)に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

信託契約の解約をしない場合は、解約しない旨およびその理由を公告し、当該事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<信託の終了の手続>



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(b) (a)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(c) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B 委託会社が監督官庁より認可の取消しを受けたとき
- C 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

* 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「信託約款の変更(d)」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

運用報告書 每期決算後および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社より送付します。

公告 日本経済新聞に掲載します。

開示 ファンドの有価証券報告書を計算期間の終了後3ヶ月以内および半期報告書を計算期間の最初の6ヶ月経過後3ヶ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（E D I N E T）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet.go.jp/>）にて閲覧することができます。

第2 財務ハイライト情報

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下、「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成18年4月20日付内閣府令第49号により改正されておりますが、第1期計算期間(平成17年3月31日から平成17年10月20日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第2期計算期間(平成17年10月21日から平成18年10月20日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

なお、ここに表示する財務諸表(「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」)は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」(投資信託説明書(請求目論見書))から抜粋して記載しております。

- (2) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第1期計算期間(平成17年3月31日から平成17年10月20日まで)及び第2期計算期間(平成17年10月21日から平成18年10月20日まで)の財務諸表について、新日本監査法人による監査を受けており、その証明にかかる監査報告書は当該財務諸表に添付しております。

1 財務諸表

SG ロシア東欧株ファンド

(1) 貸借対照表

(単位 : 円)

科 目	期 別	第1期 (平成17年10月20日現在)	第2期 (平成18年10月20日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		-	8
金銭信託		69,813,358	20,184,355
コール・ローン		1,344,073,116	1,572,270,101
投資証券		6,239,471,822	10,018,382,017
派生商品評価勘定		100,750	-
未収入金		179,894,000	-
未収利息		36	6,461
流動資産合計		7,833,353,082	11,610,842,942
資産合計		7,833,353,082	11,610,842,942
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		858,920,380	1,129,820,301
未払解約金		373,144,714	119,212,265
未払受託者報酬		147,428	2,021,136
未払委託者報酬		3,580,356	49,084,692
その他未払費用		210,604	2,887,280
流動負債合計		1,236,003,482	1,303,025,674
負債合計		1,236,003,482	1,303,025,674
純資産の部			
元本等			
元本			
元本		5,726,135,871	7,532,135,341
剩余金			
期末剩余金		871,213,729	2,775,681,927
(分配準備積立金)		(-)	(642,564,524)
純資産合計		6,597,349,600	10,307,817,268
負債・純資産合計		7,833,353,082	11,610,842,942

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第1期 自 平成17年 3月31日 至 平成17年10月20日	第2期 自 平成17年10月21日 至 平成18年10月20日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		861	141,168
有価証券売買等損益		396,394,942	2,039,425,801
為替差損益		97,069,456	677,057,551
営業収益合計		493,465,259	2,716,624,520
営業費用			
受託者報酬		502,324	3,837,245
委託者報酬		12,199,195	93,190,074
その他費用		792,601	5,671,323
営業費用合計		13,494,120	102,698,642
営業利益金額		479,971,139	2,613,925,878
経常利益金額		479,971,139	2,613,925,878
当期純利益金額		479,971,139	2,613,925,878
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		88,006,084	841,541,053
期首剰余金		-	871,213,729
剰余金増加額		1,484,446,655	2,582,331,038
当期追加信託に伴う剰余金増加額		1,484,446,655	2,582,331,038
剰余金減少額		146,277,601	1,320,427,364
当期一部解約に伴う剰余金減少額		146,277,601	1,320,427,364
分配金		858,920,380	1,129,820,301
期末剰余金		871,213,729	2,775,681,927

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期別	第1期	第2期
		自 平成17年 3月31日 至 平成17年10月20日	自 平成17年10月21日 至 平成18年10月20日
1.運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資証券 基準価額で評価しております。 (2)外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。	投資証券 同左	
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。		同左
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。		有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 同左
4.表示		平成18年4月20日付内閣府令第49号による投資信託財産計算規則の改正により、表示方法が以下のとおり変更されております。 (1)貸借対照表 純資産の部は、従来の元本及び剰余金の区分から、元本等及び評価・換算差額等の区分となりました。ただし、評価・換算差額等の区分は記載すべき事項がないため、記載を省略しております。 (2)損益及び剰余金計算書 経常損益の部、営業損益の部の表示は廃止されました。また、営業損益、経常損益及び当期純損益は、当期から営業損益金額、経常損益金額及び当期純損益金額としております。	
5.その他	当ファンドの計算期間は平成17年3月31日(設定日)から平成17年10月20日までとなっております。		当ファンドの計算期間は平成17年10月21日から平成18年10月20日までとなっております。

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

1 受益者名簿

作成いたしません。

2 受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」（投資信託説明書（請求目論見書））の記載項目は以下の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - 2 ファンドの現況
- 第5 設定及び解約の実績

S G ロシア東欧株ファンド 約款

運用の基本方針

約款第17条に基づき、委託者の定める運用の基本方針はつきのものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券、および投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」の投資信託証券、ならびにわが国および外国の公社債等（短期金融商品を含みます。）へ投資する投資信託証券への投資を通じて、運用を行います。

「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」を通じて、主としてロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業に投資します。

原則として、「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」の組入比率を高位に保つものの、各証券への投資比率には制限を設けません。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。組入対象とする投資信託証券は、追加・変更することがあります。

投資信託証券のほか、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等に直接投資することができます。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(3) 投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わな

いことがあります。

収益分配にあてず、信託財産に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

追加型株式投資信託

SG ロシア東欧株ファンド

約 款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ソシエテジェネラル・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱 UFJ 信託銀行株式会社を受託者とします。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】

第3条 委託者は、金672,230,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができるものとします。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項および第7項、第45条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日とします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

【受益権の分割および再分割】

第6条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については672,230,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託

者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【最初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行った日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第19条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、「振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振

替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中にあいて委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。以下同じ。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2項に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 委託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位、価額および手数料】

第12条 委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって申込みに応じることができるものとし、最低申込口数および申込単位は、委託者の

指定する証券会社または登録金融機関が個別に定めることができるものとします。

ただし、前項の規定にかかるわらず、取得申込日がロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行いません。

前2項の取得申込者は委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込みの代金（第5項の受益権の価額に当議取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる1口当たりの受益権の価額は、1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前各項の規定にかかるわらず、自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読みかえるものとします。）にしたがう契約（以下別に定める契約といいます。）を結んだ受益者が、第36条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

前各項の規定にかかるわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合等で信託財産の効率的な運用が妨げられる場合、委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。ただし、当該振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設したほかの振替機関等（当該他の振替機関等の上位機

関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（特定資産）とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

イ. 有価証券

ロ. 有価証券指数等先物取引にかかる権利

ハ. 外国市場証券先物取引にかかる権利

二. 金銭債権（イ及びホに掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ホ. 約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）

ヘ. 次に掲げるものを信託する信託の受益権（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

a. 金銭（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限ります。）

b. 有価証券

c. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

【運用の指図範囲等】

第16条 委託者は、信託金を、主として、投資信託および外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項

第7号の2で定めるものをいいます。)(以下「投資信託証券」といいます。)のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

1. コマーシャルペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【運用の基本方針】

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第18条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際收支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図することができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【信託業務の委託】

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産の保管および処分並びにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営むものお

よびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

受託者は、前項のうち信託業法22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するものを委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

【投資信託証券の保管】

第21条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

【有価証券の保管】

第22条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第23条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャルペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の表示および記載の省略】

第24条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、投資信託証券に

かかる分配金、有価証券等にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(ゴール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行つてにおける信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券にかかる分配金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

前項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第30条 この信託の計算期間は、毎年10月21日から翌年10月20日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成17年3月31日から平成17年10月20日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日 第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方

に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第31条 受託者は、毎決算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。)および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受け取ることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

かかる費用の額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

【信託報酬の額および支弁の方法】

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通して毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の88.5%の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。

【収益の分配】

法により処理します。

1.配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2.売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への払込みと支払いに関する受託者の免責】

第35条 受託者は、収益分配金については原則として支払開始日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第36条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第36条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金行口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任しません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第36条 収益分配金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第37条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票はなおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得のお申込みに応じるものとします。なお、この場合における1口当たりの取得価額は原則として各計算期間終了日の基準価額とします。当該取得申込みにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第38条第4項により信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、前項の受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数についてあらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつと調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつと当該口数により加重平均され、収益分配のつと調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第37条 受益者が、収益分配金について第36条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第36条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第38条 受益者（委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に委託者の指定する証券会社または登録金融機関が個別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

ただし、前項の規定にかかわらず、一部解約の実行を請求する日がロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、一部解約の実行請求の受付は行いません。

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うとの引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うとの引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを制限または停止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

いずれかの解約日において、解約請求の合計が、その解約日における受益権の総口数の10%を越える場合、委託会社の裁量で、全部または一部の解約に制約を設けることができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、第5項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第39条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第40条 委託者は、次の場合においては、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基づく基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回ることになったとき
2. 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
3. やむを得ない事情が発生したとき

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないにとしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1ヶ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託者は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

1. 委託者が解散したとき、または業務を廃止したとき
2. 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき
3. 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

委託者は、前項により信託契約を解約するときは、第2項の規定にいたします。ただし、前項第1号または第2号により解約するときは、第2項ただし書きの適用はないものとします。

【信託契約の変更】

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる旨を付記

します。なお、一定の期間は1ヶ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の変更をしません。

委託者は、この信託契約の変更をしないにとしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託契約を変更しようとするときは、第1項から第5項の規定にしたがいます。

【反対者の買取請求権】

第42条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託契約の変更を行う場合において、第40条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、第40条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

前項の場合の取扱いは、受託者、委託者および委託者の指定する証券会社または登録金融機関が協議のうえ、決定するものとします。

【委託者および受託者の業務引継】

第43条 監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

監督官庁が、この信託契約に関する受託者の業務を他の信託会社または信託業務を営む銀行に引き継ぐことを命じたときは、委託者と当該信託会社または銀行との間においてこの信託を存続させることができます。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第44条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

【受託者の辞任に伴う取扱い】

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任するこ

とができます。この場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【公告】

第46条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【附則】

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第17条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成17年 3月31日(信託契約締結日)

委託者 東京都中央区日本橋兜町5番1号

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役社長 右近徳雄

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番3号

ユーワフジエイ信託銀行株式会社

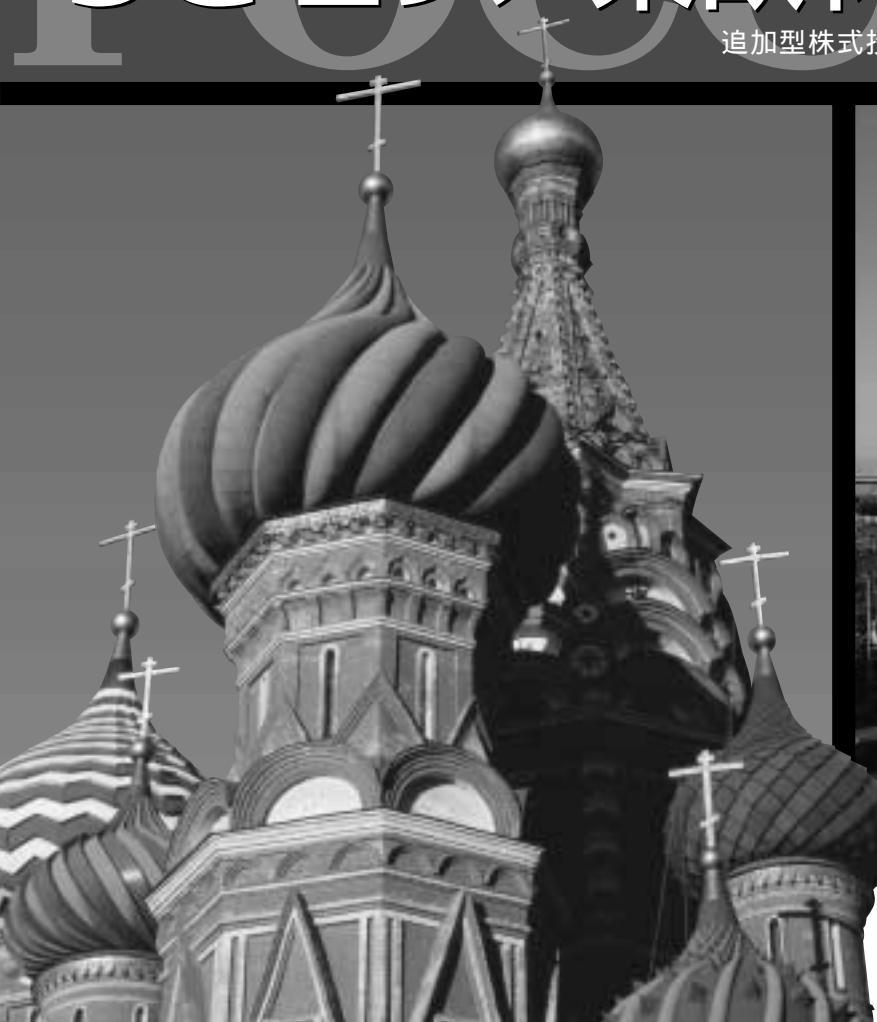
取締役社長 安田新太郎

SGロシア東欧株ファンド



SG ロシア東欧株ファンド

追加型株式投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ



投資信託説明書(請求目論見書)

2007.01

- 1 . この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「SG ロシア東欧株ファンド」の募集については、委託会社は証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成19年1月18日に関東財務局長に提出しており、平成19年1月19日にその届出の効力が生じております。
- 2 . この投資信託説明書（請求目論見書）は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際に請求があった場合に交付される目論見書です。
- 3 . 「SG ロシア東欧株ファンド」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成19年 1月 18日
発 行 者 名	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 右近徳雄
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋兜町5番1号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券にかかるファンドの名称	S G ロシア東欧株ファンド
募集内国投資信託受益証券の金額	募集総額：上限1,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

第 1 ファンドの沿革	1
第 2 手続等	1
1 申込（販売）手続等	1
2 換金（解約）手続等	2
第 3 管理及び運営	3
1 資産管理等の概要	3
2 受益者の権利等	7
第 4 ファンドの経理状況	8
1 財務諸表	11
2 ファンドの現況	22
第 5 設定及び解約の実績	23

第1 ファンドの沿革

平成17年 3月31日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

(1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、お申込みは翌営業日の取扱いとなります。

取得申込みを行う取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。取得申込みの受付けは、営業日の午後3時（わが国の証券取引所の半休日の場合には午前11時）までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。

なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(2) ファンドの価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、委託会社の毎営業日算出され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。



(3) 最低申込口数および申込単位は、販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受け取る「分配金受取りコース」と収益分配金を自動的に再投資する「分配金再投資コース」があります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。ただし、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については上記のお問い合わせ先にご照会ください。）へお問い合わせください。

申込コース	申込単位
分配金受取りコース（口数指定）	1万口単位もしくは10万口以上1万口単位
分配金受取りコース（金額指定）	1万円以上1円単位
分配金再投資コース（金額指定）	1万円以上1円単位

なお、「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金を再投資する際は1口単位からの買い付けが可能となります。収益分配金を再投資する際は、税引き後の収益分配金を、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資します。

また、販売会社によっては、上記の申込単位の他に「定時定額購入コース」を選択することができます。

「分配金再投資コース」および「定時定額購入コース」のいずれの場合も、別に定める自動けいぞく投資契約を販売会社との間に締結していただき、当該契約に規定する申込単位での買い付けとなります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (4) 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争などによる非常事態などによる市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等が発生した場合）があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

2 換金（解約）手続等

- (1) 換金の請求を行う受益者（委託会社の指定する販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、以下の解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、解約のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

申込コース	解約単位
分配金受取りコース（口数指定）	1口単位
分配金受取りコース（金額指定）	1口単位
分配金再投資コース（金額指定）	1口単位

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受け付けは、販売会社所定の时限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。解約請求に関する詳細については販売会社にお問い合わせください。

解約請求の申込みは委託会社の指定する販売会社で、午後3時（わが国の証券取引所の半

休日の場合には午前 11 時)まで受け付けます。なお、午後 3 時 (わが国の証券取引所の半休日の場合には午前 11 時)を過ぎてからのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

- (2) 解約の価額は、解約の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額を解約価額¹とします。なお手取額は、解約価額から所得税および地方税 (解約価額が個別元本²を上回った場合その超過額の 10%) を差し引いた金額³となります。
- 1　解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.3%)
- 2 「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益権の価額等 (申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。) をいいいます。
- 3 個人の受益者の場合の手取額です。法人の受益者の場合は、所得税 (基準価額が個別元本を上回った場合その超過額の 7% 。なお、2008 年 4 月 1 日からは 15% 。) を差し引いた金額となります。
- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (5) いずれかの解約日において、解約請求の合計が、その解約日における受益権の総口数の 10% を超える場合、委託会社の裁量で、全部または一部の解約に制限を設けることができます。
- (6) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情 (投資対象国における金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争などによる非常事態などによる市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等が発生した場合) があるときは、一部解約の実行の請求の受付けの制限または中止およびすでに受け付けた申込みの取消しを行うものとします。
- (7) 前記(5)または(6)により信託契約の一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の受付けの中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして前記 (2) の規定に準じて算出した価額とします。
- (8) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、 6 営業日目から受益者に支払います。

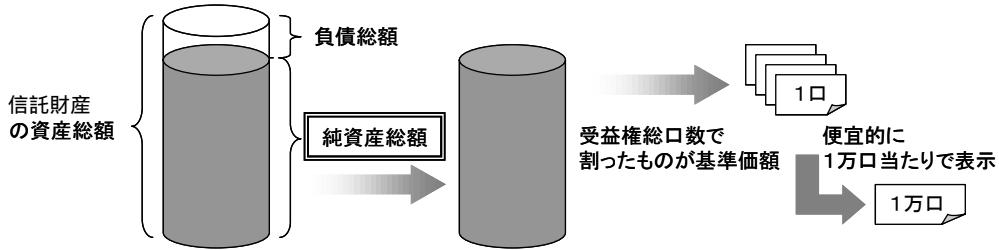
第 3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額 (「純資産総額」といいます。) を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいいます。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日算出され、販売会社または委託会社に問い合わせることによりることができます。お問い合わせ先につきましては、「第2 手続等 1 申込（販売）手続等」をご参照ください。

また基準価額は原則として、算出された翌日の日本経済新聞に掲載されます。（朝刊のオープン基準価格欄 [SG アセット] にて「ロシ東欧」の略称で掲載されます。）なお、基準価額は1万口当たりで表示されたものが発表されます。

(2) 保管

保管に関する該当事項はございません。

(3) 信託期間

ファンドの信託期間は、原則として無期限です。ただし信託期間中に「(5) その他 信託の終了」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 信託の終了」をご覧ください。

(4) 計算期間

この信託の計算期間は、原則として毎年10月21日から翌年10月20日までとします。

前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

償還金

償還金は、信託終了日から後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）から販売会社でお支払いします。

信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いま

せん。

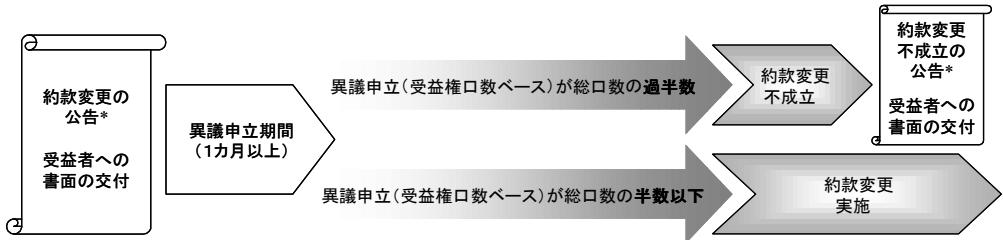
(ハ) (口)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

(ニ) (ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ホ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、(イ)から(ハ)の規定にしたがいます。

(ヘ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、前記(イ)から(ハ)の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

(ト) (ハ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1カ年とし、期間満了の3カ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、前記「信託約款の変更」の(イ)から(ニ)の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ申し出を受けた住所に販売会社より送付します。

信託の終了（信託契約の解約）

(イ) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- A 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回ることとなったとき
- B 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
- C やむを得ない事情が発生したとき

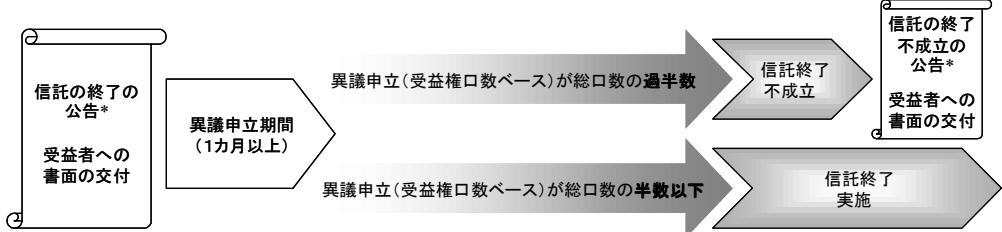
これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ロ) (イ) の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、委託会社の指定する証券会社および登録金融機関を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(ハ) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B 委託会社が監督官庁より認可の取消しを受けたとき
- C 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「 信託約款の変更 (二) 」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

(二) 前記「 信託約款の変更 (ヘ) 」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

その他

(イ) 委託会社が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

- (ロ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を計算期間の終了後3カ月以内に、および半期報告書を計算期間の最初の6カ月経過後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（E D I E N T）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet.go.jp/>）にて閲覧することができます。
- (ハ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2 受益者の権利等

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、「分配金受取りコース」の受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下、「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、投資信託財産計算規則は、平成18年4月20日付内閣府令第49号により改正されておりますが、第1期計算期間(平成17年3月31日から平成17年10月20日まで)については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第2期計算期間(平成17年10月21日から平成18年10月20日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第1期計算期間（平成17年3月31日から平成17年10月20日まで）及び第2期計算期間（平成17年10月21日から平成18年10月20日まで）の財務諸表について、新日本監査法人による監査を受けております。

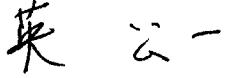
独立監査人の監査報告書

平成17年12月20日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 高尾 幸治 
業務執行社員 

代表社員 公認会計士 菊川一 
業務執行社員 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSGロシア東欧株ファンドの平成17年3月31日から平成17年10月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SGロシア東欧株ファンドの平成17年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成18年12月19日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 高尾幸治 
業務執行社員 
代表社員 公認会計士 菊川一 
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSGロシア東欧株ファンドの平成17年10月21日から平成18年10月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SGロシア東欧株ファンドの平成18年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

SG ロシア東欧株ファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

期 別 科 目	第1期 (平成17年10月20日現在)	第2期 (平成18年10月20日現在)
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
預金	-	8
金銭信託	69,813,358	20,184,355
コール・ローン	1,344,073,116	1,572,270,101
投資証券	6,239,471,822	10,018,382,017
派生商品評価勘定	100,750	-
未収入金	179,894,000	-
未収利息	36	6,461
流動資産合計	7,833,353,082	11,610,842,942
資産合計	7,833,353,082	11,610,842,942
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	858,920,380	1,129,820,301
未払解約金	373,144,714	119,212,265
未払受託者報酬	147,428	2,021,136
未払委託者報酬	3,580,356	49,084,692
その他未払費用	210,604	2,887,280
流動負債合計	1,236,003,482	1,303,025,674
負債合計	1,236,003,482	1,303,025,674
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	5,726,135,871	7,532,135,341
剰余金		
期末剰余金	871,213,729	2,775,681,927
(分配準備積立金)	(-)	(642,564,524)
純資産合計	6,597,349,600	10,307,817,268
負債・純資産合計	7,833,353,082	11,610,842,942

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	第1期	第2期
		自 平成17年 3月31日 至 平成17年10月20日	自 平成17年10月21日 至 平成18年10月20日
	金 額	金 額	
営業収益			
受取利息		861	141,168
有価証券売買等損益		396,394,942	2,039,425,801
為替差損益		97,069,456	677,057,551
営業収益合計		493,465,259	2,716,624,520
営業費用			
受託者報酬		502,324	3,837,245
委託者報酬		12,199,195	93,190,074
その他費用		792,601	5,671,323
営業費用合計		13,494,120	102,698,642
営業利益金額		479,971,139	2,613,925,878
経常利益金額		479,971,139	2,613,925,878
当期純利益金額		479,971,139	2,613,925,878
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		88,006,084	841,541,053
期首剰余金		-	871,213,729
剰余金増加額		1,484,446,655	2,582,331,038
当期追加信託に伴う剰余金増加額		1,484,446,655	2,582,331,038
剰余金減少額		146,277,601	1,320,427,364
当期一部解約に伴う剰余金減少額		146,277,601	1,320,427,364
分配金		858,920,380	1,129,820,301
期末剰余金		871,213,729	2,775,681,927

(3) 注記表
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第1期 自 平成17年 3月31日 至 平成17年10月20日	第2期 自 平成17年10月21日 至 平成18年10月20日
1.運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資証券 基準価額で評価しております。 (2)外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。	投資証券 同左
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 同左
4.表示		平成18年4月20日付内閣府令第49号による投資信託財産計算規則の改正により、表示方法が以下のとおり変更されております。 (1)貸借対照表 純資産の部は、従来の元本及び剰余金の区分から、元本等及び評価・換算差額等の区分となりました。ただし、評価・換算差額等の区分は記載すべき事項がないため、記載を省略しております。 (2)損益及び剰余金計算書 経常損益の部、営業損益の部の表示は廃止されました。また、営業損益、経常損益及び当期純損益は、当期から営業損益金額、経常損益金額及び当期純損益金額としております。
5.その他	当ファンドの計算期間は平成17年3月31日(設定日)から平成17年10月20日までとなっております。	当ファンドの計算期間は平成17年10月21日から平成18年10月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 (平成17年10月20日現在)	第2期 (平成18年10月20日現在)
	1. 計算期間の末日における受益権の総数 7,532,135,341口
計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) 1,1521円 11,521円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額) 1.3685円 13,685円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成17年 3月31日 至 平成17年10月20日	第2期 自 平成17年10月21日 至 平成18年10月20日
1. 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬) 502,324円	1. 受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬) 3,837,245円
2. 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額 1,730,134,109円(1万口当たり3,021円)のうち、858,920,380円(1万口当たり1,500円)を分配金額としております。	2. 分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額 3,905,502,228円(1万口当たり5,185円)のうち、1,129,820,301円(1万口当たり1,500円)を分配金額としております。
項目	項目
費用控除後の配当等収益額 A 817円	費用控除後の配当等収益額 A 128,596円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 391,964,238円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 1,772,256,229円
収益調整金額 C 1,338,169,054円	収益調整金額 C 2,133,117,403円
分配準備積立金額 D -円	分配準備積立金額 D -円
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 1,730,134,109円	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 3,905,502,228円
当ファンドの期末残存口数 F 5,726,135,871口	当ファンドの期末残存口数 F 7,532,135,341口
1万口当たりの収益分配対象額 G=E/F × 10,000 3,021円	1万口当たりの収益分配対象額 G=E/F × 10,000 5,185円
1万口当たりの分配額 H 1,500円	1万口当たりの分配額 H 1,500円
収益分配金額 I=F×H/10,000 858,920,380円	収益分配金額 I=F×H/10,000 1,129,820,301円

(重要な後発事象に関する注記)

第1期(自 平成17年 3月31日 至 平成17年10月20日)
該当事項はありません。

第2期(自 平成17年10月21日 至 平成18年10月20日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

第1期		第2期	
自 平成17年 3月31日		自 平成17年10月21日	
至 平成17年10月20日		至 平成18年10月20日	
期首元本額	―― 円	期首元本額	5,726,135,871円
期中追加設定元本額	6,605,282,093円	期中追加設定元本額	7,692,208,283円
期中一部解約元本額	879,146,222円	期中一部解約元本額	5,886,208,813円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	第1期		第2期	
	自 平成17年 3月31日	至 平成17年10月20日	自 平成17年10月21日	至 平成18年10月20日
	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
投資証券	6,239,471,822	792,502,671	10,018,382,017	2,458,016,375
合計	6,239,471,822	792,502,671	10,018,382,017	2,458,016,375

3. デリバティブ取引関係

1. 取引の状況に関する事項

第1期		第2期	
自 平成17年 3月31日	至 平成17年10月20日	自 平成17年10月21日	至 平成18年10月20日
1. 取引の内容 当ファンドが利用しているデリバティブ取引は為替予約 であります。		1. 取引の内容	
2. 取引に対する取り組み方針と利用目的 当ファンドは、外貨建て有価証券の売買の決済等に伴い 必要となる外貨の売買のために、その受渡までが数日間 の為替予約取引を利用してあります。当ファンドでは、 投機を目的とする為替予約取引は行わない方針です。		2. 取引に対する取り組み方針と利用目的	
3. 取引に係るリスクの内容 為替予約取引等に係る主要なリスクは、為替相場の変動 による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化に より損失が発生する信用リスクであります。		3. 取引に係るリスクの内容	
4. 取引に係るリスク管理体制 当ファンドにおけるデリバティブ取引の管理について		4. 取引に係るリスク管理体制	

<p>は、取引限度額等を定めた投資信託約款に従い、トレーディング部が運用担当者の指図のもと行っています。また、取引の相手先については、当社のクレジット委員会によって承認された金融機関のみとなっています。取引についても、信託約款に定められた適切な水準を保っているか等を運用部門から独立した運用審査室がモニタリし、異常な水準に達しそうな場合、または達した場合は、注意・警告を発し、適切な対応を促すとともに重要な案件については当社のリスク・コンプライアンス委員会で報告されます。</p>	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

2. 取引の時価等に関する事項

第1期（平成17年10月20日現在）

区分	種類	契 約 額 等 (円)	時価(円)		評価損益(円)
			うち1年超	1年以内	
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	179,942,750	-	179,842,000	100,750
	ユーロ	179,942,750	-	179,842,000	100,750
合 計		179,942,750	-	179,842,000	100,750

第2期（平成18年10月20日現在）

該当事項はありません。

（注）時価の算定方法

為替予約取引

- (1) 計算期間末日に對顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。
計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の對顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値により評価しています。
計算期間末日において当該日の對顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
イ) 計算期間末日に当該日を超える對顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの對顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しています。
ロ) 計算期間末日に当該日を超える對顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日付で発表されている對顧客先物相場の仲値により評価しています。
- (2) 計算期間末日に對顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の對顧客相場の仲値により評価しています。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成18年10月20日現在)

種類	通貨	銘柄	口数(口)	評価単価	評価額	備考
投資証券	ユーロ	SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ	360,158,502	0.18	66,844,913.74	
		SGAM Fund マネー マーケット (ユーロ)	905,513	0.11	100,505.69	
	小計	銘柄数: 2			66,945,419.43	
		組入時価比率: 97.2%			(10,018,382,017)	
					100%	
	合計				10,018,382,017	
					(10,018,382,017)	

(注) 1. 通貨種類の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考

SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ

SGAM Fund マネー マーケット(ユーロ)

当ファンドは、「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」及び「SGAM Fund マネー マーケット(ユーロ)」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」はこれらの投資証券です。

これらの投資証券の状況は次の通りです。なお、以下に記載した情報は本邦における監査の対象外となっております。

「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」及び「SGAM Fund マネー マーケット(ユーロ)」(以下「両サブ・ファンド」といいます。)は、ルクセンブルグ国の法に基づいて設立されたオープン・エンド型の投資法人SGAM Fundを構成するサブ・ファンドのうちの2ファンドであります。両サブ・ファンドの2006年5月31日現在の財務書類は、ルクセンブルグ国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成され、PricewaterhouseCoopers S a r. l.による財務諸表監査を受けております。

以下において記載した情報は、現地において作成され、PricewaterhouseCoopers S a r. l.の監査を受けた財務書類について、委託会社が翻訳・抜粋したものであります。

「SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ」の状況

SGAM Fund エクイティーズ イースタン ヨーロッパ 純資産計算書

2006年5月31日現在

通貨(単位)	ユーロ
証券ポートフォリオ原価	131,733,743
資産	
有価証券(時価)	141,141,261
銀行預金	-
有価証券売却による未収入金	5,170,905
ファンド発行未収入金	277,150
未収利息	18,127
未収配当金(純額)	918,191
その他資産	33,474
為替予約取引未実現評価益	-
先物取引未実現評価益	-
資産合計	147,559,108
負債	
当座借越	1,583,000
有価証券購入による未払金	947,491
ファンド買戻未払金	109,244
未払運用報酬	195,162
その他未払費用	242,092
未払年次税	6,018
未払利息	10,413
その他負債	-
為替予約取引未実現評価損	-
先物取引未実現評価損	-
負債合計	3,093,420
純資産	
一単位当たり純資産	144,465,688
発行済投資証券口数	429,634

サブ・ファンドの発行するJCクラス分であります。

主要な会計方針

1. 有価証券の評価

公式な証券取引所に上場されている、あるいは他の公式の市場で取引されている有価証券やマネーマーケットの金融商品は、それらの証券の主要な取引市場である証券取引所あるいは他の市場における入手可能な終値によって評価されます。

入手可能な終値が適切な有価証券やマネーマーケットの金融商品の価値を正しく反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場からその価格は合理的に予想可能な売却価格をもとに取締役会により決定されます。

上場されていないあるいは公式な証券取引所あるいは他の公式の市場で取引されていない有価証券やマネーマーケットの金融商品は、取締役会による予測売却価格が適切と考える評価基準に従って評価されます。

上場されていないあるいは公式な証券取引所あるいは他の公式の市場で取引されていないマネーマーケットの金融商品で、償還までの残存期間12ヶ月未満で90日以上のものは、未収利息を加算した取得原価で計上されます。90日未満の残存期間のマネーマーケットの金融商品は償却原価法により評価されてあります。

2. 金融先物契約の評価

期末における金融先物取引の当初差入証拠金は、「銀行預金」に含まれます。未実現利益あるいは損失は以下のように計上されます:

- 「先物取引未実現評価益／（損）」は、「純資産計算書」に計上
- 「先物の未実現純増減の変化」は、「運用計算書」に計上

先物契約は、その先物が上場されている証券取引所の終値に基づいた清算価値で評価されます。

3. 外国為替予約の評価

外国為替予約は、契約の残存期間に対応する先物為替相場で評価されます。

有価証券明細（株式）

数量	銘柄名	現地 通貨	簿価 (ユーロ)	評価額 (ユーロ)	組入 比率 (%)
416,911	GAZPROM SP / ADR REPR. 4 SH -S-	USD	8,983,146	13,780,043	9.54
142,800	SURGUTNEfteGAZ JSC / ADR REPR. 100 SH	USD	7,788,345	12,519,998	8.67
175,232	LUKOIL HOLDING / ADR REPR. 1 SH	USD	6,199,515	10,999,161	7.61
443,800	MOBILE TELESYSTEMS / ADR REPR. 5 SH	USD	13,327,839	10,275,045	7.11
321,536	OTP BANK LTD	HUF	9,366,340	8,772,688	6.07
84,624	POL MAGYAR OLAY-ES GAZIPARI RT SH -A-	HUF	6,045,570	7,064,286	4.89
224,782	POLSKI KONCERN NAFTOWY ORLEN SA /GDR REPR. SH -S- WHEN ISSUE	USD	5,927,440	6,139,059	4.25
228,536	CESKE ENERGETICKE ZAVODY A.S.	CZK	4,811,528	5,699,106	3.94
29,070	BANK BPH SA (EX: BANK PRZEMYSLOWO-HANDLOWY PBK SA)	PLN	5,205,406	4,948,166	3.43
992,543	POLISH TELECOM / GDR REPR. 1 SH -A-	USD	5,661,857	4,774,618	3.31
206,014	AFK SISTEMA / GDR REPR. SH -S-	USD	3,424,109	3,580,489	2.48
167,673	MAGNIT-CLS JSC	USD	3,670,267	3,213,348	2.22
245,116	PYATEROCHKA HOLDING / GDR REPR. SHS REG-S	USD	3,351,106	3,138,002	2.17
173,900	MECHEL OAO / ADR REPR. 3 SH	USD	4,045,618	3,041,244	2.11
92,556	VIMPTEL COMMUNICATIONS / ADR REPR. 1/4 SH	USD	2,852,186	2,962,998	2.05
603,810	COMSTAR UNITED TELESYSTEMS OJSC	USD	3,677,221	2,857,773	1.98
54,811	UNIFIED ENERGY SYSTEM RUSSIA / GDR REPR. 100 SHS	USD	1,704,258	2,581,392	1.79
1,570,000	RAVEN RUSSIA LTD	GBP	2,634,556	2,492,230	1.73
22,959	EGIS RT	HUF	2,555,159	2,488,041	1.72
204,571	AMREST HOLDINGS NV	PLN	1,277,106	2,257,265	1.56
6,178,157	CENTRAL TELECOMMUNICATIONS COMPANY	USD	2,009,525	2,181,062	1.51
136,254	SEVENTH CONTINENT JSC	USD	2,679,192	2,114,350	1.46
47,066	BANK POLSKA KASA OPIEKI GRUPA	PLN	1,794,323	2,112,033	1.46
13,482	GEDEON RICHTER / GDR SH -S-	USD	1,648,892	2,105,174	1.46
238,739	POWSZECHNA KASA OSZCZEDNOSCI BANK POLSKI SA	PLN	1,999,210	2,075,860	1.44
36,127,474	SIBIRTELECOM JSC	USD	1,915,331	2,074,278	1.44
123,222	CESKY TELECOM A.S.	CZK	2,132,248	2,026,555	1.40
154,219	BUDIMEX SA	PLN	1,662,385	1,999,663	1.38
257,603	TRADER MEDIA EAST GDR REP 1SHS REG	USD	2,034,098	1,475,044	1.01
620,079	TURQUIE GARANTI BANKASI A.S. (NOM.)	TRY	2,290,040	1,438,194	1.00
32,946	LEBEDYANSKY EXPERIMENTAL CANNERY OJSC	USD	1,199,389	1,354,803	0.94
440,290	VOLGATELECOM JSC	USD	1,414,546	1,185,403	0.82
1,257,858	POLISH OIL AND GAS COMPANY	PLN	1,189,826	1,151,285	0.80
39,922	EFES BREWERIES INTERNATIONAL NV / GDR REPR. 5 SH	USD	1,233,958	1,014,428	0.70

数量	銘柄名	現地通貨	簿価(ユーロ)	評価額(ユーロ)	組入比率(%)
2,276	PHILIP MORRIS CR AS	CZK	1,156,000	983,325	0.68
50,000	C.A.T. OIL AG	EUR	905,091	871,000	0.60
65,865	INTER GROCLIN AUTO S.A.	PLN	1,116,199	761,929	0.53
85,786	UNIPETROL A.S	CZK	844,918	631,923	0.44
	合計		131,733,743	141,141,261	97.70

「SGAM Fund マネー マーケット(ユーロ)」の状況

SGAM Fund マネー マーケット(ユーロ)純資産計算書

2006年5月31日現在

通貨(単位)	ユーロ
証券ポートフォリオ原価	956,468,485

資産

有価証券(時価)	956,468,485
銀行預金	103,146,095
有価証券売却による未収入金	-
ファン発行未収入金	-
未収利息	2,821,849
未収配当金(純額)	-
その他資産	280,978
為替予約取引未実現評価益	-
先物取引未実現評価益	-
資産合計	1,062,717,407

負債

当座借越	-
有価証券購入による未払金	-
ファン買戻未払金	-
未払運用報酬	240,467
その他未払費用	560,243
未払年次税	21,581
未払利息	29,792
その他負債	-
為替予約取引未実現評価損	-
先物取引未実現評価損	-
負債合計	852,083

純資産	1,061,865,324
------------	----------------------

一単位当たり純資産	109.8179
------------------	-----------------

発行済投資証券口数	8,007
------------------	--------------

サブ・ファンドの発行するJCクラス分であります。

主要な会計方針

1. 有価証券の評価

公式な証券取引所に上場されている、あるいは他の公式の市場で取引されている有価証券やマネーマーケットの金融商品は、それらの証券の主要な取引市場である証券取引所あるいは他の市場における入手可能な終値によって評価されます。

入手可能な終値が適切な有価証券やマネーマーケットの金融商品の価値を正しく反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場からその価格は合理的に予想可能な売却価格をもとに取締役会により決定されます。

上場されていないあるいは公式な証券取引所あるいは他の公式の市場で取引されていない有価証券やマネーマーケットの金融商品は、取締役会による予測売却価格が適切と考える評価基準に従って評価されます。

上場されていないあるいは公式な証券取引所あるいは他の公式の市場で取引されていないマネーマーケットの金融商品で、償還までの残存期間12ヶ月未満で90日以上のものは、未収利息を加算した取得原価で計上されます。90日未満の残存期間のマネーマーケットの金融商品は償却原価法により評価されてあります。

2. 金融先物契約の評価

期末における金融先物取引の当初差入証拠金は、「銀行預金」に含まれます。未実現利益あるいは損失は以下のように計上されます:

- 「先物取引未実現評価益 / (損)」は、「純資産計算書」に計上
- 「先物の未実現純増減の変化」は、「運用計算書」に計上

先物契約は、その先物が上場されている証券取引所の終値に基づいた清算価値で評価されます。

3. 外国為替予約の評価

外国為替予約は、契約の残存期間に対応する先物為替相場で評価されます。

有価証券明細（株式以外）

譲渡可能定期預金証書

数量	銘柄名	現地通貨	簿価 (口一) EUR	評価額 (口一) EUR	組入 比率 (%)
31,000,000	CFDCM 21.04/21.07.06	EUR	31,000,000	31,000,000	2.92
30,000,000	HBOS TSP 0% 13.04/14.06.06	EUR	29,864,217	29,864,217	2.81
30,000,000	BANKINTER 0% 24.04/06.07.06	EUR	29,835,441	29,835,441	2.81
30,000,000	SNS BANK NEDERLAND 0% 15.05/16.08.06	EUR	29,780,357	29,780,357	2.80
30,000,000	CXGD 0% 01.06/01.09.06	EUR	29,779,680	29,779,680	2.80
22,000,000	NATEXIS NK 0% 12.05/14.08.06	EUR	21,836,927	21,836,927	2.06
20,000,000	CBKNA 2.76% 25.04/25.07.06	EUR	20,000,000	20,000,000	1.88
20,000,000	CRCAM 2.7375% 18.04/17.07.06	EUR	20,000,000	20,000,000	1.88
20,000,000	DEXIA GROUP 2.73% 18.04/18.07.06	EUR	20,000,000	20,000,000	1.88
20,000,000	MONTE DE PASCHI 2.67% 16.03/16.06.06	EUR	20,000,000	20,000,000	1.88
20,000,000	SPINTAB 0% 03.05/24.07.06	EUR	19,873,478	19,873,478	1.87
20,000,000	CFCM LOIRE 0% 30.05/31.08.06	EUR	19,868,304	19,868,304	1.87
20,000,000	OKB 0% 02.05/28.07.06	EUR	19,866,053	19,866,053	1.87
20,000,000	ANTALIS SA 0% 21.04/20.07.06	EUR	19,863,192	19,863,192	1.87
20,000,000	INTERNATIONAL NEDERLAND BANK 0% 23.03/23.06.06	EUR	19,862,694	19,862,694	1.87
20,000,000	SAN PAOLO 0% 22.03/22.06.06	EUR	19,862,442	19,862,442	1.87
20,000,000	SOFINCO 0% 18.05/16.08.06	EUR	19,858,508	19,858,508	1.87
20,000,000	SPINTAB 0% 03.05/03.08.06	EUR	19,857,944	19,857,944	1.87
20,000,000	OKB 0% 23.05/22.08.06	EUR	19,856,698	19,856,698	1.87
20,000,000	CCF 0% 11.05/11.08.06	EUR	19,856,394	19,856,394	1.87
20,000,000	CREDITBANK 0% 26.05/25.08.06	EUR	19,855,452	19,855,452	1.87
20,000,000	HEXAGON 0% 22.05/21.08.06	EUR	19,855,452	19,855,452	1.87
20,000,000	MANE 0% 24.05/24.08.06	EUR	19,852,616	19,852,616	1.87
19,000,000	CRDIT 0% 19.05/14.08.06	EUR	18,870,486	18,870,486	1.78
17,000,000	SOFIRA 0% 24.05/24.08.06	EUR	16,878,056	16,878,056	1.59
16,000,000	PAIEPASS 2.74% 29.03/29.06.06	EUR	16,000,000	16,000,000	1.51
16,000,000	SIRP 0% 13.04/13.07.06	EUR	15,890,543	15,890,543	1.50
16,000,000	DNB NOR 0% 27.04/27.07.06	EUR	15,889,546	15,889,546	1.50
15,000,000	GIROFUND 0% 05.05/20.07.06	EUR	14,911,385	14,911,385	1.40
15,000,000	SAN PAOLO 0% 15.03/15.06.06	EUR	14,898,344	14,898,344	1.40
15,000,000	ULSTER BANK 0% 15.03/15.06.06	EUR	14,898,344	14,898,344	1.40
15,000,000	SFR 0% 21.03/21.06.06	EUR	14,897,209	14,897,209	1.40
15,000,000	BANCO POPULARE DI VERONA 0% 16.05/11.08.06	EUR	14,897,037	14,897,037	1.40
15,000,000	ANTALIS 0% 18.04/18.07.06	EUR	14,896,916	14,896,916	1.40
15,000,000	BRADFORD & BINGLEY PLC 0% 27.03/27.06.06	EUR	14,896,453	14,896,453	1.40
15,000,000	ALLIANCE 0% 27.04/27.07.06	EUR	14,896,075	14,896,075	1.40
15,000,000	INTERNATIONAL NEDERLAND BANK 0% 03.04/03.07.06	EUR	14,895,327	14,895,327	1.40
15,000,000	BRED 0% 10.04/10.07.06	EUR	14,894,766	14,894,766	1.40
15,000,000	BANQUE POPULAIRE DE LORRAINE 0% 24.03/26.06.06	EUR	14,894,372	14,894,372	1.40
15,000,000	MWDINTLF 0% 28.04/28.07.06	EUR	14,893,832	14,893,832	1.40
14,000,000	BRITANIA 0% 11.05/03.08.06	EUR	13,908,160	13,908,160	1.31
13,000,000	SOFINCO 0% 25.04/25.07.06	EUR	12,909,932	12,909,932	1.22

数量	銘柄名	現地通貨	簿価 (口一口)	評価額 (口一口)	組入 比率 (%)
13,000,000	CHARIOT FUNDING 0% 30.03/30.06.06	EUR	12,909,276	12,909,276	1.22
12,000,000	IVORY 0% 24.04/17.07.06	EUR	11,922,662	11,922,662	1.12
10,000,000	CCF 2.65% 08.03/08.06.06	EUR	10,000,000	10,000,000	0.94
10,000,000	CRCAM 2.835% 05.05/07.08.06	EUR	10,000,000	10,000,000	0.94
10,000,000	BKIR 0% 09.05/26.07.06	EUR	9,939,699	9,939,699	0.94
10,000,000	HBOS TSF 0% 09.05/04.08.06	EUR	9,932,550	9,932,550	0.94
10,000,000	SVENSKA BANK 0% 16.03/16.06.06	EUR	9,932,355	9,932,355	0.94
10,000,000	ANGLIA 0% 06.04/05.07.06	EUR	9,931,498	9,931,498	0.94
10,000,000	RHINELAND 0% 20.03/20.06.06	EUR	9,931,347	9,931,347	0.94
10,000,000	BFCM 0% 03.03/05.06.06	EUR	9,931,281	9,931,281	0.94
10,000,000	ANGLIA 0% 18.05/14.08.06	EUR	9,930,936	9,930,936	0.94
10,000,000	ANGLIAN 0% 06.04/05.07.06	EUR	9,930,733	9,930,733	0.94
10,000,000	LMA 0% 28.04/28.07.06	EUR	9,929,346	9,929,346	0.94
10,000,000	IVORY 0% 17.05/14.08.06	EUR	9,929,303	9,929,303	0.94
7,000,000	ORMOND FINANCE 0% 25.04/20.07.06	EUR	6,954,066	6,954,066	0.65
6,000,000	SOFINCO 0% 17/03/14.06.06	EUR	5,960,801	5,960,801	0.56
合計			956,468,485	956,468,485	90.07

2 ファンドの現況

S G ロシア東欧株ファンド

純資産額計算書

平成18年11月末日

	円
資産総額	11,506,510,137
負債総額	249,695,998
純資産総額(-)	11,256,814,139
発行済数量(口)	7,810,967,528
1口当たり純資産額(/) (1万口当たりの純資産額)	1.4412 (14,412)

参考

S G A M F u n d エクイティーズ イースタン ヨーロッパ
純資産額計算書

平成18年5月末日

	ユーロ
資産総額	148,267,458
負債総額	416,009
純資産総額(-)	147,851,449
発行済数量(口)	429,634
1口当たり純資産額	168.8009

サブファンドの発行するJCクラス分であります。

S G A M F u n d マネー マーケット(ユーロ)
純資産額計算書

平成18年5月末日

	ユーロ
資産総額	995,132,670
負債総額	532,471
純資産総額(-)	994,600,199
発行済数量(口)	8,007
1口当たり純資産額	109.8104

サブファンドの発行するJCクラス分であります。

第5 設定及び解約の実績

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間 (平成17年3月31日～平成17年10月20日)	6,605,282,093	879,146,222
第2期計算期間 (平成17年10月21日～平成18年10月20日)	7,692,208,283	5,886,208,813

(注1) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(注2) 第1期計算期間における設定数量は、当初申込期間中の設定数量を含みます。

SGロシア東欧株ファンド

SGロシア東欧株ファンド
ROSI